

平成29年第4回定例会会議録（第5号）

平成29年12月15日

○出席議員（24名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	23番	江藤勝彦君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

22番 三ヶ尻正友君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	悴田浩治君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	松永徹君	生活環境部長	伊藤守君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	原田勲明君	消防長	河原靖繁君
教育参事	湊博秋君	水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君
財政課長	安部政信君	総務課長	小野大介君
総合政策課参事	柏木正義君	温泉課長	白石修三君

産業政策課長	花田伸一君	農林水産課長	小林文明君
環境課長	松本恵介君	高齢者福祉課長	安達勤彦君
都市政策課長	山内佳久君	都市整備課長	橋本和久君
道路河川課長	松屋益治郎君	下水道課長	渡辺誠司君
建築指導課長	渡邊克己君	秘書広報課長	竹元徹君
自治振興課長	山内弘美君	防災危機管理課長	中西康太君
公民連携課長	稲尾隆君	学校教育課長	姫野悟君
次長兼社会教育課長	高橋修司君	社会教育課参事	亀川義徳君
スポーツ健康課長	梅田智行君		

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	次長兼議事総務課長	挾間章
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸
補佐	佐保博士	主査	安藤尚子
主査	佐藤英幸	主査	矢野義明
主事	橋本寛子	速記者	桐生能成

○議事日程表（第5号）

平成29年12月15日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（黒木愛一郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、12月14日に発生した火災の概要について報告がありますので、発言を許可いたします。

○消防長（河原靖繁君） 昨日、上田の湯町一般建物火災の概要について、御説明を申し上げます。

日時ですけれども、12月14日23時18分、119の確知であります。

鎮火は、15日1時03分に鎮火をしております。おおむね2時間延焼しております。

建物の罹災状況でございますけれども、全焼が3棟、部分焼が2棟であります。

負傷者の状況でありますけれども、現在のところ、負傷者の状況は入っておりませんけれども、所在が不明な方が数名いるということになっております。

10時から警察と合同で現場検証を行うようになっておりますので、現在行っていると思っております。

昨日の火災が23時18分、119を受けて、隣接する別府警察署の1階において避難場所として別府警察署が提供していただきました。そこに5名の方が避難をしております。さきまで避難場所としてあけていただいたというふうに報告を受けております。

また、現在、罹災された方ですけれども、福祉保健部を中心に対応しているというふう聞いております。

あくまでもこれは速報値ですので、きょうの現場検証が終わった段階で詳しい状況がわかるかと思えます。

○議長（黒木愛一郎君） これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○4番（小野正明君） 今、消防長から御報告がありましたように、夕べ、上田の湯で大変な火災がございました。私も現地に足を運んで、消火活動を見守りましたけれども、今回罹災をされた皆様方に心から御見舞いをまず申し上げたいというふうに思えます。

それと、迅速な対応をとっていただいた消防、警察、消防団の皆様、心から敬意を表したいというふうに思っております。冒頭に、済みません。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいというふうに思えます。

まず第1点に、高齢者福祉事業についてでございます。

高齢者については、全国的に少子高齢化が進んでおり、当別府市においても例外ではなく、直面するこの問題は、今後の別府市における財政問題とも絡んできます。少子化の問題はさておき、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、平成37年に向けて高齢者福祉施策の充実がさらに求められてきますが、これと同時に、これまでの福祉施策の見直しも必要に迫られるのではないかと考えます。

そこで、きょうは、現在の高齢者施策の状況をお聞きし、今後の施策の展望について伺いたいと思えます。

まず、ことしの10月より始まったひとまもり・おでかけ支援事業についてお伺いします。

この事業は、70歳以上の方が気軽に市内のバスを利用できるようにとの事業でありますけれども、まずこの事業の目的と概要について、改めて教えてください。お願いします。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

まず、市内に居住いたします高齢者の移動手段確保、これが主な目的でございますけれども、あわせまして社会参加の促進を図りますことで、長期的には医療費の削減や健康づくりの一助とすることも目的としております。

次に、事業概要でございますけれども、本事業用に作成いたしました2,000円の専用のバス回数券、これの購入に当たりまして1,000円を助成しております。実質半額でバスが利用できることで高齢者の移動手段確保に努めております。本年度は、お1人当たり6冊を上限に販売させていただいております。

- 4番（小野正明君） ありがとうございます。このおでかけ支援事業は、当初の計画では一律140円の初乗り運賃で利用できる。しかし、一部路線での実施だったため、恩恵を受けることができない高齢者が出てくるのが課題でしたが、今回のシステムでは、この課題は克服できていると思います。事業目的にも沿っており、この点は評価したいと思います。

では、事業が始まって2カ月が経過して、現在までの回数券の販売数、購入者数、購入年齢層がわかれば教えてください。それと、これまでにわかっている問題点、課題があれば一緒に御答弁ください。

- 高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

11月末現在の数字でございますけれども、回数券は約1万5,000冊、述べ4,275人の方が購入されております。70歳代から90歳代まで幅広く購入されておりますが、主な年齢層は75歳から79歳となっております。

なお、課題といたしましては、バス会社で購入ができない、それから回数券をちぎるのが大変だという声をいただいております。そういった利用に関するもののほか、今度はバスをおりる際に、さらに半額になると勘違いされるといった、事業制度そのものに関する周知がまだ不十分であるという課題が見えてきたと考えております。

- 4番（小野正明君） 私も、いまだに高齢者福祉課の窓口で回数券を購入される方の姿をよく見ております。かなりの方が利用されて、好評な事業であると評価したいと思っておりますけれども、今答弁にもあったような課題をどう克服しようとしておりますでしょうか。

また、この事業は、当初市長が言われる、「ワンコインバス事業」と言われた事業ですけれども、今後はどうなるのでしょうか。お教えてください。

- 高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

現在はまだ実証運行の段階でございます。きのうも答弁させていただきましたけれども、回数券を購入された方、それから購入されなかった方にも、年明けにアンケートを実施する予定としております。先ほどの課題も含めまして、今後の方向性を検討したいと考えております。

- 4番（小野正明君） 年明けにアンケートを実施するということですね。この内容については検討されていると思いますけれども、アンケートの中身、とり方で、今後の指針となる貴重なデータになり得ると思いますので、よく内容を吟味して、利用者の方々の意見が十分くみ取られるように配慮して行っていただきたいというふうに思います。

この事業は、高齢者の行動範囲が今まで以上広がれば健康寿命の延伸にも寄与できる事業だと考えますので、その点も含めて、今後いい方向になるように検討していただきたいというふうに思っております。

それと、市の施策は、これ以外にもいろんな事業があると思いますけれども、そのほかに高齢者福祉課で行っている事業でどんなものがあるか、御答弁いただきたいと思っております。

- 高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

重立ったものを答弁させていただきますけれども、まず高齢者の生きがい対策といたしまして、地区敬老行事の交付金、敬老祝い金、それから優待入浴券などの事業がございます。介護予防、生活支援対策といたしましては、寝具類の洗濯サービス、配食サービス、緊急通報システムなどがございます。そのほか、家族の介護用品の給付、家具転倒防止器

具の取り付けなどの事業サービスなどを行っております。

○4番（小野正明君） 今の中で私が以前から気になっているものがあるのでお伺いをしたいのですが、まず敬老祝い金ですね。敬老祝い金のこの5年間の予算の推移について教えてください。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

予算でございますが、平成25年度は5,040万円、26年度5,293万円、27年度5,121万円、28年度5,691万円、そして29年度は6,364万円となっております。

○4番（小野正明君） わかりました。少しずつですが、年々増加しているということですね。それでは、同じく優待入浴券、これの交付枚数と配布の年齢層がわかれば教えてください。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

平成25年度は5,535人、26年度6,210人、27年度6,179人、28年度6,614人、そして29年度は11月末現在でございますけれども、6,299人となっております、主な配布年齢層は70歳から74歳の方となっております。

○4番（小野正明君） わかりました。冒頭で2025年問題に向けて福祉の充実の必要性を述べましたけれども、敬老祝い金の推移や、今言われた優待入浴券、またおでかけ支援事業の本格的な実施を考えると、今後の事業費確保が懸念されます。

敬老祝い金は、満70歳、80歳、90歳の市民にそれぞれ1万円、100歳の誕生日に10万円をお祝いに差し上げるという制度です。29年度は、25年度と単純に比較して5年で1,000万円ふえています。

優待入浴券も毎年着実に配布枚数はふえているようですし、配布年齢層を今聞くと70歳から74歳の方が多いということです。この年代の方々は、まだまだお元気でございます。聞くとところによると、御自分で車を運転して日々いろんな市営温泉に入浴されているというお話も聞きます。温泉課に確認したところですが、市営温泉の入浴者の約4分の1がこの券を利用しているということでございます。直接歳出予算には反映されませんが、実質は入浴料の減免措置であって、本来の歳入の圧迫につながっていると言えます。また、これが市内各所にある市有区営、区有区営、いわゆる共同温泉、地元泉の利用者減少に多大な影響を与えています。

それと、地区敬老行事交付金についても、詳しくは述べませんが、一部の自治会ではもめごとの対象になっているということも聞きます。

これらの施策を含めて高齢者福祉施策の全てを一度見直す時期に来ているのではないかと思います。先ほど聞いたおでかけ支援を利用している主な年齢層が75歳から79歳、優待入浴券は70歳から74歳というふうに違うように、それぞれの年代、置かれた立場によって望まれる福祉があるのではないかと、言い過ぎかもしれませんが、必要でない福祉もあるのではないかと、ということでございます。福祉施策というのは、本来必要とする利用者から喜ばれて初めて施策としての意義があるものであって、知っている人だけが得をすとか、使えるもの、もらえるものは何でも利用しようとか考えてもらってはいけないと思います。敬老祝い金は、喜寿、米寿などの長寿の節目の時期にお祝い金を差し上げるようにする、そういった方法もあると思います。

それと、先ほど聞いた事業メニュー全体を改めて対象者にお知らせして、その中からその人が必要とする事業を選んでもらうような選択制の福祉もあっていいと思います。これは高齢者福祉だけの問題ではなく、障害福祉、児童福祉はもちろん、他の部局にも同様のことが言えます。将来を見据えた行政サービスの効率化に努めていただきたいというふうを考えておりますけれども、御答弁がありますでしょうか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

現在、ひとまもり・まちまもり懇談会というのを、もうそろそろ17地区一巡をするところまいておられます。小野議員初め議員各位にも御出席をいただきまして、市民の方の声に耳を傾けていただきまして、まことにありがとうございます。

その中におきまして、市長のほうから、厳しい財政状況についても御説明を申し上げておまして、市民の方々の一定の御理解というのは賜っているというふうに認識しているところでございます。

先ほど優待入浴券のお話もございまして、区有区営温泉の厳しい運営状況、こういったこともあるということで議員からも御指摘がございました。このあたりのバランスについてしっかりと考えていく必要があるかと思えますし、また、若い世代に過度の負担を残さないといったことも念頭に置きながら、いろいろ考えてまいりたいというふうに考えております。高齢者福祉施策を初め諸施策につきましても、あれもこれもというわけにはまいりませんので、議員おっしゃるように優先度を考えながら、見直すべきところは見直してまいりたいというふうに考えております。

今後も効率的また効果的な事業執行に努めていくことが重要だと考えておりますので、市民の方々の御理解を得られるように、しっかりと努力してまいりたいというふうに考えております。

- 4番（小野正明君） 今、副市長のおっしゃったように2025年問題は目の前に迫っておりますので、早急に検討していただきたいということをお願いしまして、この項の質問を終わりたいというふうに思います。

次に、ひとまもり・まちまもり自治区形成事業についての質問をしたいというふうに思います。

私は、さきの6月議会において地域の連携ということを質問しました。その中で、今年度から自治振興課が新たに取り組むひとまもり・まちまもり自治区形成事業について、市長からも答弁をいただいたところでございます。別府市では、人口減少、少子高齢化等による将来を見据え、中学校区単位の自治会等が連携して地域課題に取り組み、この事業を通じて中規模多機能自治を目指していくという答弁がありました。私は、その際に、現在の地域の組織は自治会を基本にしており、その取りまとめの組織として旧小学校区単位で支部があり、中学校区単位での活動は今まで経験がないので、第一線で活動されている自治会長を初め将来の役員の方が困惑するのは目に見えている。よほど丁寧に説明をしていかないと理解は得られないし、混乱するだけなので、慎重に取り組んでもらいたいという要望をいたしました。

その後、この事業はどのようになっていますでしょうか。進捗状況をお教えてください。

- 自治振興課長（山内弘美君） お答えいたします。

将来の人口減少、少子高齢化等により、地域の単位、いわゆる規模感というものは大きくなっていくことが想定されます。本市では、ひとまもり・まちまもり自治区形成事業に取り組む事により、持続可能な地域づくりに備えるとともに、地域が中学校区区内の単位で連携・共同する中規模多機能自治の実現を目指しています。6月から7月にかけて中学校区ごとに説明会を実施するとともに、自治振興課では担当職員を校区ごとに配置し、地域の話し合いの場に参加させていただくなど、地域と連携して取り組んでおります。

事業の実施に当たりましては、さきの議会でも答弁させていただきましたとおり、いきなり中学校区単位ということではなく、旧小学校区単位あるいは複数の町内単位が時間をかけて話し合い、地域を見詰め直す機会として、将来の姿を想像しながら徐々に規模感を中学校区単位へと広げてまいりたいと考えております。現在、各校区におきましては、校区内での話し合いを経て、既に事業実施している校区や準備を進めている校区など、それぞれの校区において地域の課題解決に向けた事業が予定されております。

実施単位の状況といたしましては、7つの中学校区単位のうち中学校区単位での実施が3校区、旧小学校区単位での実施が4校区の予定となっております。

- 4番（小野正明君） 校区としては、7つの中学校区のうち3つが中学校区でまとまっている、4つが旧小学校区ごとに分かれて実施をするということですね。もう既に実施をされているところもあり、ほとんどの校区で事業内容が決まっているということですが、具体的にはどのような事業が行われるのでしょうか。お答えください。

- 自治振興課長（山内弘美君） お答えいたします。

現在既に実施されている事業といたしまして、本市の温泉文化の象徴であり、担い手不足が課題となっております地区の共同温泉を維持管理するための事業や、地域の歴史ある太鼓の伝統文化を子どもたちが継承し、技術の向上を目指す事業、また、身近な問題となっております犬や猫に対するマナー向上等、住民の生活環境を改善するための事業などがございます。そのほか、校区内の環境美化や防災・防火に対する事業、高齢者を支援するための事業や地域での見守り等にかかる事業など、それぞれの地域においてさまざまな事業が予定されているところでございます。

- 4番（小野正明君） 今言われたように、取り組みの最初の年としては、各校区が皆さんで知恵を絞りいろんな事業に取り組まれているようですが、私がいろんな関係者に聞いたところ、「補助金が出るから何かをやらなければいけない」という声も聞こえて来ます。これは本末転倒で、この事業はまだまだ理解をされていないところもあると思います。

私は、このいわゆる小規模多機能自治の先進地3カ所に視察に行きました。初めはどこの自治体も、住民の理解を得るのに時間がかかっているようです。しかし、軌道に乗ると、自分たちの地域は自分たちで守るというふうに住民の意識が変わってきて、事業を行う際には予算要求を認めて審議した結果で実施するというスタイルまで持っていく自治体が多く見受けられます。別府市も、目指す姿は同じところだと思いますので、余り焦らないで取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、この事業を実施するに当たっては、現在の自治体等の負担が大きくなることのないように、現状の業務や組織を把握するとともに、現在の小学校区を崩してまで先に進むことがないように実施していただきたいというふうに思いますけれども、その点はどのように考えられておりますでしょうか。

- 自治振興課長（山内弘美君） お答えいたします。

自治会等の組織力が弱まる一方で、議員さんがおっしゃったとおり、地域が抱える課題は多様化し、地域力強化のニーズも高まっていることから、地域が担う役割はますます重要になってきております。今後は、行政と地域が役割分担をしながら地域コミュニティーの維持・強化に努めていく必要があると考えております。そのことを踏まえまして、事業を進めていく過程におきましては、地域の負担が大きくなるよう、旧小学校区の活動も大切にしながら着実に将来を見据えたひとまもり・まちまもり自治区形成事業に市として取り組んでまいりたいと考えております。

- 4番（小野正明君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、これは前にもお願ひしたことがあるのですが、自治会運営が厳しくなっていく中、各課がそれぞれの自治会に業務等を依頼している状況もあるようですが、自治会等の負担が大きくなることのないように、行政側の窓口を集約するなどしてはかたがたかということの前にも問ひましたけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

- 自治振興課長（山内弘美君） お答えいたします。

自治委員の皆様を初め自治会等におきましては、日ごろから本市の市政運営に御理解・御協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。行政におきましても、庁内

が連携し、多岐にわたる自治会業務や組織等について改めて把握した上で、窓口となる自治振興課が集約することにより、円滑な自治会運営を支援してまいりたいと考えております。

- 4番（小野正明君）自治会の負担軽減ということでは、日ごろからなじみのある自治振興課が行政側の窓口となれば、地域の方も助かると思います。ぜひ早急に、その体制を整えていただきたいというふうに思っております。

先ほど地域力の強化ということがありました。このひとまもり自治区形成事業は、今後どのような方針で進められることでしょうか。お答えください。

- 共創戦略室長（原田勲明君）お答えいたします。

先ほど来、課長の答弁の中にもありましたように、今後進展するであろう人口減少、少子高齢化社会の中で、将来にわたり自治機能を維持していくことをまず考えなければならぬと思います。本市といたしましては、ひとまもり・まちまもり自治区形成事業におきまして、地域が主体的に地域の課題に取り組むことができるよう、今後は財政面の拡充や多様な人材による組織の強化等を図りながら、本市の目指す中規模多機能自治に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

- 4番（小野正明君）今の答弁にあったように、地域が主体的に地域の課題に取り組むには、改めて地域の方に協働、ともに働くという意識を強く持ってもらうなければなりません。先ほども言いましたが、地域の方々はまだこの事業の本来の目的を理解されていないというふうに思います。人口減少、高齢化で地域の活動が今のようにスムーズには行われなくなる。今後は地域が主体的に地域の問題を地域で解決してもらえるように、行政側はお手伝いに回りますという意味のことを正直に伝えながら、正しく理解してもらえるように今後とも努力をしていただきたいというふうに思います。

それと、これは質問以外ですけれども、先ほど消防長から火災の報告がございました。私も現場に足を運んで、自治会長さんとともにきのう行動をさせていただいたのですけれども、そのときに自治会長さんがマスコミの記者に取り囲まれて、「被災のあったアパートにはどのくらいの方が住んでいたのですか」という質問の中で、自治会長さんが、「あそこのアパートは自治会に入っていないから、自分たちには把握できない」という話がございました。確かに自治会長さんも住民のことは把握をしたいのですけれども、自治会に入っていないとやっぱりそういう把握もできないということがございますので、前にもお願いしましたように、自治振興課としては自治会の加入促進ということを改めて市民課とともにお願いして、そういう自治会長さんも活動しやすいようにお願いしたいと思います。こういう災害があったときに情報というのは一番大事なことでありまして、安否確認もありますので、そういうこともありますので、ぜひそういうことをお願いしたいというふうに思います。

それで、この項は質問を終わります。

次に、3番目に庁内の公民館の現状と今後の展開についてということで質問をしたいと思っております。

先ほどの自治振興課とのやりとりで、将来の展望として、今後は自治会組織が広域化していくということは仕方がないことだというふうに感じましたけれども、現状、各自治会の会長や役員の方々は、町民の安心・安全のために毎日御尽力をいただいております。その自治会活動の拠点となるのは、町内の公民館ということになります。昨年の熊本・大分地震の際に、一段落たった後にいろんな方からお話を伺った中で、避難所の設置をしても良かったことは非常にありがたかったけれども、学校の体育館までは遠くて、そこに行くだけで大変な思いをしたという声もたくさんありました。やはり住民の皆さんは、行きなれた町内の公民館が、一時的にでも避難所としては使えればいいという思いの方もたくさ

んいらっしゃいます。

そこで、別府市内の町内の公民館の現状についてお伺いをしたいのですが、今、別府駅周辺の地域には、1階が温泉で、2階に公民館が設置されている町内が多く見受けられます。現在、そのような公民館が何カ所あるのか、また町内の公民館を有していない町内がどのくらいあるのかを御答弁願います。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

市内におきまして、市有区営温泉の2階に設置されています町内公民館は34カ所、また区有区営温泉2階に設置されています町内公民館は1カ所あります。したがって、温泉の2階に設置されている町内公民館は、合わせて35カ所となっております。また、町内公民館を有していない町内は、市内で22町内ございます。

○4番（小野正明君） 今の別府市内の自治会の数が145町ですので、公民館のない町内を除くと、市内の約4分1が温泉の2階に公民館を設置しているということになります。最近、公民館の利用に際し、いろいろ支障が出ているという話をあちこちで聞きます。何かといいますと、利用者に高齢者が多くなって、まず2階の階段を上るのが大変だと。おまけに2階に上がったはいいいけれども、畳敷きで座るのが大変と。おまけにトイレが和式であって、用も足せないということで、高齢者にとっては3重苦が待っているから、会合にも参加したくても参加できないということでございます。この状況を担当課としてはどのように把握をしていますでしょうか。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、町内公民館長からこのような相談を受けることもあります。この問題を解決するためには、施設改修ではなかなか対応困難な部分も多く、対応に苦慮しているところでございます。また、町内公民館を有していない町内も同様で、新たな場所に公民館を新築することが有効な方策ではないかと考えておりますが、近隣に土地を取得し、公民館を建設するとなると、用地取得の問題や建設費用の問題が重荷となり、補助金や貸し付けの制度もありますけれども、自治会の費用負担はかなり過大となりまして、公民館の移転新築が進展しない大変悩ましい問題であると認識しているところでございます。

○4番（小野正明君） 今の答弁で、補助金と貸付金の制度があるということですが、この制度の内容について教えてください。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

貸付金・補助金に関しましては、町内公民館建設等に係る貸付金・補助金に関する要綱に定められております。具体的には、増改築の場合は要件として、既存の公民館の面積の20%以上または10平方以上の増改築をする場合に貸し付けの対象となりまして、増改築のための用地取得費と増改築費は、ともにその費用の3分の1以内で700万円が限度となります。補助金の額につきましても、ともに貸付金の10分の2の額、または100万円の安いほうの金額となっております。新築の場合につきましても、用地取得費と建築費につきましても、ともにその費用の3分の1以内で1,000万円が貸し付け限度額となっております。補助金額は、新築の場合は貸付金の額を限度に150万円で、用地取得の場合は貸付金の10分の2以内で140万円が限度額となります。

○4番（小野正明君） 町内の公民館の移転もしくは新築となると、費用が数千万円は必要となります。しかし、貸し付け・補助金を利用しても、自治会の負担は相当なものになり、自治会自体が積み立てというのはほとんどしてなくて、今の運営で精いっぱいですし、まして町民から寄附を募ることも難しいということでハードルはかなり高く、話はなかなか前に進まないということだと思います。

そこで、近年問題になっている空き家という問題とこの町内公民館の問題が、解決の方

策につながる可能性を感じております。具体的には、住民がいなくなり住宅としての役目がなくなった空き家や商店や事務所を公民館として利用できないか、その可能性を模索しているところでございますけれども、先般の6月議会に空き家の状況を聞いて、町内公民館としての活用について一般質問をした際に、空き家対策としては空き家バンクの拡充であり、一般住宅としての再利用を目的としているということでもございましたけれども、その後、この町内公民館としての活用について検討が進展しているのかどうか、御答弁願います。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

6月の定例議会にて御質問いただきました事案につきまして、現在の取り組みとしまして、移住定住につながる施策と考えております。住宅の用途に供するものに限って空き家バンクの登録の推進に力を入れているところでございます。

今後は、住宅の用途に限らず空き家バンクの活用範囲を広げていき、議員御指摘の件につきましても、過去に空き家を町内公民館として利用している事例もございますので、庁内で連携を図りながら自治会に情報提供を行うなど、さらに空き家の利活用推進に努めてまいりたいと考えております。

○4番（小野正明君） 空き家を住宅の用途に供することは最も大事なことで、移住定住の促進を図る意味でも一番先に考えなければならないことは、十分理解をしております。先般の定例議会でも確認をしましたが、空き家の調査に関しては行政サイドだけではなく、自治会長をお願いをして町内の空き家調査に協力をしていただいているということでもございました。やはり地元の人たちが地元の事情には精通をしておりますので、このやり方は至極当然であると思えますし、またこれからも協力を仰いでいかなければならないと思えます。

そこで私が提案したいのは、公民館で何らかの支障が生じている町内に対して、建築指導課が把握できている適切な空き家があれば、そこの自治会長と一緒に公民館の移転の話なりアドバイスをしてもらいたいということでもございます。

先般、いい例がございました。市内の火売町で歯科医院が廃業して使われなくなった診療所を地域の集会所に開放したということでもございます。この方のようになかなか奇抜な方はいらっしゃらないと思えますけれども、こういう事例もございます。当然、建築指導課としては他の業務に追われ多忙だとは思いますが、社会教育課とも連携をして空き家を減らす努力をしてほしいと思えます。このことを要望して、この項の質問は終わります。

では、次に体育施設、体育館の使用についてということで質問をしたいというふうに思っています。

一般質問の初日に14番議員からスポーツ施設についての質問がありました。そのときは野外の施設についてでありましたので、私は屋内の体育館についての質問をしたいというふうに思っています。

近年、市民の皆様の健康志向が、ますます高まっております。私は、よくべっぴんアリーナのトレーニング室を通りすぎりに見るのですけれども、毎日大盛況で、平日の午前中からマシンがフル稼働しており、いい光景だなというふうにいつも感心しております。ここは、個人で行って気楽に汗を流せ、また利用料金が安いということで人気のある施設だというふうに思っています。また一方では、社会体育の一環として団体やグループで体育館を利用し、球技等を楽しんでおられる方もたくさんいらっしゃいます。しかし、旧ニューライフプラザ体育館が地震の影響で閉鎖されており、また勤労者体育館も、現在1階の体育館は閉鎖しており、2階の小体育館も今年度末で閉鎖されるということも聞いております。現在、公民連携室で取り組んでいる別府市公共施設再編計画では、中部地区公民館、朝日・

大平山地区公民館、南部地区公民館、市民体育館、西部地区公民館、西部地区体育館、野口ふれあい体育館が再編の対象となっており、今後はこういう施設が減っていく可能性もあります。そこで使用していた市民の方が、施設が使えなくなると新たな場所を探すのに大変苦労しているということになります。また、新規に使いたい方も手続きがわからない方もいらっしゃるというふうに思います。

そこで、きょうは改めてこの市内の体育館の使用の手続等についてお伺いをしたいというふうに思っています。

まず、現在の市内の体育館の管理の状況についてお教えてください。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

スポーツ健康課所管の体育施設、そのうち体育館につきましては、総合体育館、市民体育館、各地区体育館、各小中学校の体育館等がございます。総合体育館と市民体育館は、指定管理者に管理を依頼しております。各地区体育館は各地区公民館で、各小中学校の体育館については各学校で管理をさせていただいております。

○4番（小野正明君） 3通りの管理の仕方があって、指定管理者が管理している、各地区公民館が管理している、各学校が管理しているということですね。

それでは、地区の公民館を使用するまでの流れをお教えてください。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

各地区体育館では、使用者の申請を各地区公民館の窓口で受け付けを行いまして、教育委員会が使用の許可をしております。基本的には年間常時利用する団体には、毎月3回まで使用許可をしております。単発的な利用を希望する方については、利用される月の前月1日以降に申請を受け付けて使用をさせていただいております。

○4番（小野正明君） では、その使用申請の手続はどうしたらいいのでしょうか。お答えください。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

現在は各地区館等に電話で使用可能か問い合わせをして、各地区館に使用申請書を提出させていただいております。各地区館等では、今月からホームページの別府市施設予約状況カレンダーにより予約状況が見られるようになっております。その状況を確認の上、各施設に使用申請を出していただくことも可能となっております。

○4番（小野正明君） 要は、まず使用者が、施設を使用するために登録をする、教育委員会の許可が出れば、空きぐあいを確認して使用申請をするという流れですね。

では、先ほど言いましたように、各小中学校の体育館を使いたい場合はどうでしょうか。お答えください。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

各小中学校体育館では、使用者の申請を各小中学校の事務室で受け付けをし、教育委員会が使用の許可をしております。

○4番（小野正明君） これについての使用申請の手続は、どうしたらいいのでしょうか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

現在は、各小中学校体育館にて電話で使用可能か問い合わせをして、各小中学校体育館に使用申請書を提出させていただいております。

○4番（小野正明君） わかりました。地区体育館も学校の体育館も、窓口はそれぞれですけれども、流れとしては同じで、まず登録許可が出たら空きを確認して、申請書を出して使用するという流れになっているということですね。先ほどの答弁の中に各地区館の空き状況は、ホームページで確認ができるようになったということですが、これはこれで少しは便利になったかなというふうに思いますけれども、学校の場合は、学校に行かなければ状況がわからない。申請書の提出は、双方ともその場所まで足を運ばなければなら

ないということですが、この辺はもう少し改善の余地があるのではないかなというふうに考えます。今はもうインターネットの時代でございます。施設の情報を一元化して、利用者が自宅から施設の空き状況も知ることができ、予約もその場で行うことができれば大変助かるというふうに思います。これが行政の住民サービスだと思いますけれども、スポーツ健康課のほうはいかががお考えでしょうか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

関係団体等に意見を聞きながら、協議していきたいと思います。

○4番（小野正明君） ぜひ、早急に検討していただきたいというふうに思います。現に隣の大分市は、このシステムを取り入れていますので、参考になると思います。この件は、また後の大分都市広域圏という中で少し触れたいというふうに思います。

では、引き続き使用料金についてお聞きをしたというふうに思います。現在、使用料はどのように決められておりますでしょうか。お答えください。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

使用料金については、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例により、西部、南部、中部の地区体育館及び野口ふれあい体育館の使用料は同じでございます。全面1時間につき756円でございます。電灯使用の場合は、全灯の使用で324円でございます。朝日・大平山地区体育館は、体育室が少し広くなっております、全面1時間につき1,080円、半面使用も可能で540円でございます。電灯使用の場合は、全灯使用で486円、半灯使用で237円でございます。各小中学校体育館については、別府市立学校の設置及び管理に関する条例により、講堂屋内体育館の使用料は同じで、9時から正午まで1回につき864円、正午から17時まで1回につき1,080円、17時から22時まで1回につき1,296円、9時から22時まで1回につき3,132円、また講堂屋内体育館で電灯を使用するときは1時間につき216円でございます。

○4番（小野正明君） 細かな説明をありがとうございました。この使用料については、減免の措置があるというふうに承知をしておりますけれども、これについてはどうなっていますか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

使用料の減免につきましては、別府市営地区体育館等管理規則で使用料減免または免除することができるとなっております。市または委員会が主催する行事、委員会が認定する社会教育団体、または社会体育団体の主催する行事等で委員会が特に認めた場合に100%、市または委員会が共催する行事に使用する場合は50%の減額率となっております。各小中学校体育館につきましては、別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則で、市または委員会が主催する会議等、委員会に登録する社会教育団体または社会体育団体が使用する場合は、使用料を免除する。学校教育団体で委員会が特に理由があると認めるときは、使用料を免除する。市または委員会が他の団体と共催で使用するとき、使用料の50%を減額する。その他委員会が認めるときは、使用料を免除するとなっております。使用申請とあわせて使用料減免申請書を社会体育団体等の代表者から申請を受けて、教育委員会が承認を行っております。

○4番（小野正明君） この使用料については、いろんな考え方があろうかと思いますが、これも一度見直したらどうかというふうに思います。先ほどの減免の条件として、委員会に登録する社会教育団体または社会体育団体が使用する場合は、使用料を免除するというふうにあります。例えばミニバレーをしたい仲よしグループが、地区の体育協会に入って協会長の印鑑をもらって教育委員会に届け出をすれば、学校の体育館は無料で使用できることとなります。ほとんどの学校の体育館の使用は、年に1度使用者の代表が集まって学校と協議をして、曜日ごとの年間計画を決めているという状況でございます。当然減

免の承認を受けて1年間通して場所を押さえているわけですから、使っても使わなくても使用料は払わなくて済むということになっております。そこできちっと使用料を徴収することになれば、使用頻度も上がってきます。団体スポーツの場合は、参加者全員で負担してもそんなに大きな金額になることはありません。ジュニアスポーツは除いてシニア世代のスポーツの免除を厳しくし、使用料を取る方向で考えたかどうかと思いますけれども、使用申請のシステムや使用料の免除について、教育委員会がどのように考えているのかお聞かせください。

○教育参事（湊 博秋君） お答えをさせていただきます。

使用申請のシステムや使用料の免除についてということでございますが、まず体育館の使用についてでございます。旧ニューライフプラザの体育館、それから勤労者体育館、経年劣化により使えなくなっているような状況で、今までスポーツをやってきた方に大変不便をおかけしている部分については、しっかりとそういった部分を改善するような方向で検討していきたいと思っております。

まず、使用申請のシステムですが、やはり改善をして使い勝手のいいような形で今後協議をしていきたいと考えております。

使用料の免除についてでございますが、使用料の見直しについても、今後考えていかなければいけないことと思っております。使用者の方々には大変御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、使用施設の維持管理のために財源として充てていきたいと考えておりますので、あわせて関係団体等と協議をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（小野正明君） 今、参事が言われたように、今後は施設の維持管理費の財源確保と、それと受益者負担という考え方のもとにぜひ検討をお願いしたいということをお願いしまして、この項の質問を終わります。

最後になりましたけれども、最後は連携中枢都市圏構想・大分都市広域圏についてということで質問をしたいというふうに思います。

連携中枢都市圏構想とは、総務省の事業で、大分県では大分市を中心として大分都市広域圏を形成していて、別府市も参画をしているというふうに認識はしておりますけれども、このこと自体余り認知をされておられません。

そこで、この大分都市広域圏とはどういうもので、何を目的に設立され、別府市はどのようにかかわっているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

まず、総務省が提唱する連携中枢都市圏構想の制度や目的等について説明をお願いいたします。

○総合政策課参事（柏木正義君） お答えいたします。

連携中枢都市圏構想とは、地域における相当の規模と中核性を備える中心都市が、近隣の市町村と連携協約を締結することにより連携中枢都市圏を形成し、圏域の活性化を図ろうとする制度でございます。連携中枢都市圏を形成し、コンパクト化とネットワーク化により圏域全体の経済の牽引や高次都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能のサービスの向上に取り組み、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点形成することを目的としています。

○4番（小野正明君） 今の説明によりますと、ある程度の規模で近隣市町村が連携して域内の活性化を図るということでございますけれども、現在、別府市、杵築市、日出町においては、別杵速見地域広域市町村圏をつくり、事務組合において清掃センターの運営、火葬場の運営を行っておりますけれども、この広域圏との違いは何でしょうか。お答えください。

○総合政策課参事（柏木正義君） 連携中枢都市圏構想というのは、平成26年11月に地方

自治法が改正されまして、地方公共団体の柔軟な連携を可能とする連携協約の制度が導入されております。この連携協約は、従来の共同処理に基づく事務分担だけではなく、地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して政策合意できる、柔軟な連携制度であります。一部事務組合や協議会などの別組織をつくらない簡素で効率的な仕組みとなっております。連携協約は、複数の自治体が合同してするものではなく、連携中枢拠点都市である大分市とおのおのの市・町が1対1で締結をしております。

○4番（小野正明君） 連携協約は、複数の自治体が合同ではなくて、中核都市である大分市を中心に、大分市と別府市が1対1で締結、他の都市も同じように大分市と1対1で協約を結んでいるということでございますけれども、この大分都市広域圏というのは、どのような要件のもとにどのような市町村が参加して形成をされているものなのでしょうか。お答えください。

○総合政策課参事（柏木正義君） お答えいたします。

大分都市広域圏は、連携中枢拠点都市の要件である昼夜間の人口比率がおおむね1以上の中核市であることを満たしている大分市と、大分市に対する通勤通学割合等が一定以上であり、社会的・経済的に一体性を有する8市町で形成されております。8市町につきましては、大分市、別府市、臼杵市、豊後大野市、由布市、津久見市、竹田市、それから日出町というふうになっております。

○4番（小野正明君） この広域圏は、最初に聞いたように総務省が提唱する事業だということでございますけれども、これに対して国からの支援措置とかいうのはあるのでしょうか。お答えください。

○総合政策課参事（柏木正義君） お答えいたします。

連携中枢拠点都市のある市に対し、地方財政措置として普通地方交付税及び特別交付税が交付されます。連携中枢拠点都市と近隣市町村が共同しながら出していくものについては、双方に対し特別交付税が交付されます。そのほか、連携中枢都市圏に関する取り組みについて、保有事業の優先選択などの配慮や地域に関する情報の提供などがあります。

○4番（小野正明君） わかりました。それでは、この大分都市広域圏のこれまでの経緯と現在の取り組みについて、御説明をお願いいたします。

○総合政策課参事（柏木正義君） 平成26年度に策定した国の連携中枢都市圏構想の推進において、8市町の首長で構成する大分都市広域圏推進会議の検討結果を踏まえ、各市町が連携協約書の締結について議会の議決をいただき、平成28年3月に大分市と各市町による連携協約を締結いたしました。同月、取り組み期間5年間の大分都市広域圏ビジョンが策定され、また平成29年3月には大分都市広域圏ビジョンの圏域全体の経済成長の牽引を促進するために、大分都市広域圏経済戦略を策定しております。現在、大分都市広域圏推進会議を中心に連携項目ごとに商工観光部会、防災部会、福祉保健部会外5つの専門部会を設置し、各種取り組みを推進しているところでございます。

○4番（小野正明君） 先ほど、連携協約が大分市とそれぞれの市町により1対1の締結との説明がありましたけれども、それぞれが産業構造や都市の形態が異なるために、各市町の実情により実施する事業は異なるというふうに考えられますけれども、その辺はどのような取り組みで取り組んでいるのでしょうか。

○総合政策課参事（柏木正義君） お答えいたします。

大分都市広域圏ビジョンには、3つの分野と9つの方向性、それから31の取り組みがありますが、全市町で取り組むものと一部の関係市町で取り組むものがあります。

○4番（小野正明君） 全市町で取り組むものと一部の関係市町で取り組むものということで進められると言いましたけれども、では、別府市が今参画している主な取り組みとしては、どのようなものがございませうでしょうか。そこには企画部だけが参画をしているので

しょうか。それとも内容によって所管する部署が出ていくのでしょうか。お答えください。

○総合政策課参事（柏木正義君） お答えいたします。

平成 29 年度に実施した取り組みと事業の主なものにつきましては、公共施設の相互利用を促進する取り組みといたしまして、大分公共施設案内、予約システム調達事業や人材育成交流として連携強化のための圏域職員研修事業などの取り組みが実施されており、監事会が窓口となっております。また、雇用対策の取り組みとして移住定住・就労促進事業を実施しており、商工観光会が窓口となっております。そのほかでは地域公共交通ネットワークの維持・形成の取り組みとしてバス等の公共交通広域マップ作成事業などに取り組んでおり、都市基盤部会が窓口となっております。

また、議員がおっしゃったとおり、部会に出席する担当課・担当者は、協議事案内容を所管する課が出席をしています。

○4 番（小野正明君） わかりました。今の説明の中に公共施設の相互利用の促進の取り組みというのがありますが、その内容についてはどのようになっていますでしょうか。

○総合政策課参事（柏木正義君） お答えいたします。

圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動支援をするとともにサービスの充実を図るものです。例えば、大分市の公共施設を別府市民が、別府市の公共施設を大分市民が利用できるなどの取り組みです。

○4 番（小野正明君） 今説明を受けた中で、大体のことは理解ができました。要は、これからの人口減少社会に対処する上で、今までは各市町が全部自前で解決していた問題を、大分市を中核として近隣市町が連携しながら相互に問題解決に努め、域内全体で人の行き来も含めて活性化していくということだと思います。

別府市が参画している取り組みに公共施設の相互利用の促進で、大分公共施設案内、予約システム調達事業がありました。先ほどの質問項目の中の体育館の使用の中で、予約システムが大分市ではでき上がっているという話をしましたけれども、この大分市のシステムを広域圏全体で活用すれば、別府市独自でシステムを組む必要はなくなります。ぜひこのことは大分市と早急に話をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、公共施設の相互利用で言うと、別府市の図書館は、別府市民のほかには宇佐市、杵築市、由布市、日出町の方も利用ができるようになっております。しかし、大分市民は利用できません。逆に大分市の図書館は別府市民が利用できないという、こういう問題もぜひ域内の活性化を図るのであれば見直すべきだというふうに思っています。ぜひ、部会の中で解決をしていただきたいというふうに思います。

それと、一番重要なことなのではございますけれども、今、別府市は公共施設マネジメントの中で公共施設の質・量の見直しを行っております。そんな中で別府市では図書館・美術館の一体化構想があります。先日も 17 番議員から質問もありました。大分市に行けば県立美術館、大分市美術館もあります。隣の日出町には民間の美術館がございます。そして、聞くところによりますと、今月中に別府市内には民間の美術館がオープンするという話も聞いておりますし、近年中に市内の金融機関が、別府市の歴史資料館的なものをつくるという計画もあるという話も聞いております。ここは、ぜひこの広域圏ビジョン構想の中で相互利用の観点から、広域圏内での美術館の質と量を考えさせていただき、美術館をつくるなどは言いませんが、つくるのであれば既存の美術館・図書館とは違った別府独自の別府らしいものに仕上げさせていただきたいというふうに思います。これは答弁を求めません。私の要望として、本質問を終わりたいと思います。

残り時間が少なくなりました。これで、全ての質問を終わりますありがとうございました。

○11 番（荒金卓雄君） 昨夜の火災は、私も消防のサイレンを聞きまして、本日の準備中で

はありましたけれども、駆けつけて、幸いというか、風がない中で、しかし古い建物だったこともあって、火の勢い、また煙がすごい勢いで出ておりました、類焼するのではないかと心配はありましたけれども、消防本部、また深夜にもかかわらず消防団の皆さんも多数駆けつけて消火作業をしておりました。敬意を表しますし、またこれから年末年始、冬の本番になりますので、火災、くれぐれも気をつけて、また消防団、消防本部の皆様、態勢をしっかりとしていただきたいと思います。

私のほう、最初に質問の順番の変更をちょっと議長のほうにお願いしたいと思います。2番の公共施設再編計画についての中で上げております(2)の学校給食共同調理場、これを(5)の駐輪場の後ろに移動させたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長(黒木愛一郎君) はい。

○11番(荒金卓雄君) では初めに、別府市総合戦略の進捗についてお伺いします。

2015年10月27日にべっぶ未来共創戦略が発表されまして、2年経過いたしました。その中で上がっております戦略の背景図というのを私はいただいておりますけれども、50を超える事業といたしますか、いろいろな取り組みが上がっております。前回の9月のときにちょうど私も質問しましたが、B-i-z LINK、これがその議会直後、9月の末で設立ということで、そういうふうに乗っかけているもの、また、ここに上がっているけれども、どう進んでいるのだろうかと思われるものも正直あります。その角度から、きょうは伺いたいと思います。

まず初めに、広告戦略室及び広告戦略官、この創設についてお伺いしますが、もともとどういう狙いでこういうものを設置しようという計画に入れているのか。

○秘書広報課長(竹元 徹君) お答えいたします。

総合戦略に掲げます広告戦略室及び広告戦略官の創設につきましては、市長公約に掲げます別府ブランド力アップ構想の1つでもあります。この施策は、ブランドイメージを確立するための戦略策定や部局横断的な情報発信力の向上を目的に新たに広告戦略室を設置するとともに、地域ブランドづくりやマーケティングの専門的知識を有します広告戦略官を任用配置し、あわせて観光分野のホームページを全面的にリニューアルすることで別府の魅力・財産を戦略的・効果的に発信していきまして、別府のブランド力を向上・確立することを狙いとしております。

○11番(荒金卓雄君) 別府のブランド力の向上ということが、この総合戦略の中でも非常に重要なもので、その戦略的1つの策としてこういう部署、また人を設けようということだと思います。いよいよ来年は世界温泉地サミット、また再来年2019年はワールドカップラグビー、また2020年の東京オリンピック・パラリンピック、こういうインバウンドの皆さんを中心に多くの観光客が日本に、また国内に多く見られる。その中でさらに別府のブランド力の発信、これが重要と思いますが、現在、これに関してどういう取り組みをされていますか。

○秘書広報課長(竹元 徹君) お答えいたします。

全庁的には「湯～園地」計画に代表されますように、新しい発想によります斬新な取り組みなどを通じまして、別府の魅力と価値を高め、別府ブランドの向上に取り組んできたところがございますが、世界的なブランド力のありますインターコンチネンタルホテルの誘致によりまして、温泉地としての別府ブランドが世界に大きく発信され、さらなるブランド力の高まりが期待できるところでもございます。

一方で、平成28年4月からは別府市のホームページのリニューアル等、観光分野を独立させました「極楽地獄別府」のホームページを新設するとともに、市役所1階には広報番組やPR版動画の制作等を自前で行います「Bスタジオ」も開設をしているところがございます。「Bスタジオ」では、災害時の生放送のほか平常時の企画番組、さらには市長

出演の生放送の広報番組を職員手づくりで、ことしの9月から毎月放送をしているところでございますが、平成29年度からは市の公式のフェイスブック「Faceベっぷ」と市役所ロボの「バンブーシアター」も秘書広報課のほうに所管がえをいたしまして、積極的に広報の総合化にも取り組んできたところでございます。

- 11番（荒金卓雄君） これまでの取り組み、特に「湯～園地」計画に象徴されるような、大きく注目を集める花火的なものを打ち上げて注目を集めて、またそれを核にしながら発信をしていくと。それがホームページでありましょうし、また「Faceベっぷ」、「バンブーシアター」、こういうふうな多くの面から総合力、「総合化」というふうにおっしゃいましたけれども、取り組んでいるところだと思います。

しかし、1つはやっぱり市長に大分出番を負っているところが多いのではないかなということだと思います。市長は宣伝マン、広告マンという領域ではなくて、やはり戦略家ということを私は思います。市報の「創」を毎月書いているのを私は読ませてもらいますけれども、前回までが「『湯～園地』で手にしたものは」ということで、私も9月議会のときにこんなに「湯～園地」計画で舞台裏といいますか、当初からあった戦略的なものを紹介し過ぎるとよろしくないのではないかなということをお願いして、また時を見て何らかの本などの出版にしたらどうかということをお願いしましたがけれども、11月の市報で、何とかそういうのを形にして、別府だけの成功事例ではなく、ほかの自治体の大きな参考にしていきたいということできているのも、私は大きな宣伝効果を担っていると思います。

では、いよいよ今後、特にこの戦略室、戦略官ということをはっきり打ち出していくのかどうか。その点も含めて今後のこの分野の取り組み、いかがですか。

- 秘書広報課長（竹元 徹君） お答えいたします。

これまで民間から広報官を採用しております千葉県船橋市を視察するなど、当専門官の登用に向けました調査研究を行ってまいりましたが、関係部署との役割分担や連携、また組織内の広報意識や専門部署への人員確保などさまざまな課題が発掘されたため、人材にはこだわらずに全庁体制の先頭に市長みずから立ちまして、ブランド力の向上に積極的に取り組んできた結果、効果的なさまざまなプロモーションができつつあります。今後も引き続き庁内の力を活用していきながら外部と連携し、別府のよさを生かした広報戦略に全庁体制で取り組んでまいるとともに、広報媒体の特性を生かしましたターゲットに合った情報内容、発信方法によります情報がきちんと伝わる広報の最適化に取り組むことで、市民の理解と共感を促進させ、別府への愛着と誇りを持った別府のまちづくりに積極的に参加する人、また別府の魅力を発信してもらえる代弁者をふやしていきたいと考えております。

また、広報ツールの有効活用に向けました職員向けの広報や、「Bスタジオ」を活用いたしました職員による広報番組の制作など、災害時においても機能を発揮できる広報体制の構築に平常時から取り組むことで広報力、広報マインドを持った職員を育て、全庁的な情報発信力の向上に努めてまいりたいと考えております。

- 11番（荒金卓雄君） 今何度も出ました「全庁的に取り組み」ということで、現状がそうですし、今後も市長を中心に全庁的なということで、私は十分ではないかと思うのです。ですから、特定の部署をつくったり、特定の外部の人などを引っ張ってきて、そのアイデア作成に触れるようなことまでしなくてもいいのではないかな。要はこの総合戦略で上げています広報戦略室また広報戦略官、これはもう言い方はちょっとあれか知りませんが、取り下げるぐらいね。いわゆる総合戦略は見直しができるわけです。これは進捗管理をします総合戦略推進委員会というのがあります。この推進委員会から市長に意見を述べることでできると。それは総合戦略の効果とか評価を踏まえた上でですけども、総合戦略施策の見直し及び総合戦略の改定に関することを、意見を述べることでできるわけですから、

私は、要は2年前にずらっと上げた多くのことが、いつの間にか焦点が少し定まらない、また注目を集めるものは集めるけれども、それ以外のものはどうなっているのだろうかという、少しぼんやりしたグレーが出てきているのではないかと。それは戦略ですから、どれをとって、どれを捨てていく、取捨選択があり得ます。しかし、それをどこかできちっとはっきりしていく。今回のこの広報戦略室は、別府市としては必要ないと判断します、とまたいろんな課題もあるということで、そういうような表明を思い切ってこの推進会議の方に諮って総合戦略のめり張りというか、より力を入れているもの、取り組んでいるものを明らかにしていくぐらいのものにしないと、いつの間にか各課が抱えているけれども、どこまで行っているのか、あと残り2年ちょっとぐらいのところで焦点がぼやけてしまうのではないかと。ですから、私はむしろこれはやらない、これはもうここまでというようなことをはっきりさせることも、総合戦略の推進にとっては重要ではないかということをお願いして、この項を終了いたします。

では、2つ目ですね。遊休施設・場所などの有効利用について。

これは、議会でも平成25年の12月議会で市有財産利活用推進特別委員会というのを設置しまして、公共施設の再配置、2つ目、学校統廃合による跡地の利用、3つ目は遊休資産の利活用、こういうのを上げて、議会のほうも早くから取り組んできております。それが総合戦略の中で同じ文句でうたわれているわけですがけれども、遊休資産の利活用の進捗状況、これは現在どのような状況でしょうか。

○総務課長（小野大介君） お答えいたします。

遊休市有地につきましては、売却や貸し付けが進み、かなり少なくなっております。また、普通財産の多くが不整形地や100平方メートル以下の狭小地で有効活用が難しいのが現状でございます。

○11番（荒金卓雄君） 確かに、この数年間の市有財産の貸し付け及び売却というのが進んでいるというのは、私も思います。それがまた基金という形で積み立てられていっているわけですがけれども、もっと具体的に3年間、平成26年度から貸し付け、また売却、この収入実績はそのくらいの金額を上げているのか。これをお願いします。

○総務課長（小野大介君） お答えいたします。

過去3年の実績について、お答えをいたします。平成26年度の貸付額が約7,000万円、売却額が約9,200万円、平成27年度の貸付額が約7,100万円、売却額が8,900万円、平成28年度の貸付額が約7,800万円、売却額が約2,300万円となっております。

○11番（荒金卓雄君） 1億円まではいかないというような貸付収入、売却収入ですが、私は平成28年度の決算書をちょっと見ましたが、今、課長がおっしゃったのは、あくまでもこれは旧の財産活用課、現在の総務課になろうかと思えますけれども、そこも例えば売却、土地建物貸し付けが、今おっしゃった7,879万8,000円ということですがけれども、実際はほかのいろんな原課が持っているところの貸付収入というのがあるわけですから、市全体としては、この平成28年度の決算書から見ますと、2億472万という金額があります。ですから、いわゆる普通財産になつての処分なり貸し付けだけではなくて、いつとき行政財産でもそういう収益を上げる稼ぎができているということを確認をさせていただきました。

今後、公共施設の再編成が進む中で遊休地、また利活用可能なものが出てくるというわけですがけれども、そういうのも今少し数えられるようなものがありますか。どうですか。

○総務課長（小野大介君） お答えいたします。

今後につきましては、別府市公共施設再編計画の中で協議が進められまして、全体的な公的不動産の中から有効活用が見込まれる対象財産について選別が行われるものと考えております。

○11番（荒金卓雄君） ちょっと現実には、現時点ではなかなかそこまで出てきていないということで、今後、再編計画が進む中で、ある意味これを、これをというのを積極的に探していくぐらいの取り組みもお願いをしたいと思います。

以上で、この総合戦略についての質問を終わります。

2つ目の別府市公共施設再編計画について、お伺いをします。

平成25年5月に公共施設の白書というのが出ました。この再編計画を進めていく、マネジメントを進めていく中で現状の詳細な把握ということで進めてきました。平成27年には公共施設マネジメント基本方針というのが、4つの基本方針を中心に生まれて、結局この30年で、30年間の改修や建てかえ等にかかる費用、コストを30%目安で抑えていくということですね。それを受けて、ことし平成29年の3月に生まれたのが、公共施設再編計画というふうに理解しております。それも大きく2つに分かれて、適正配置計画というのと施設保全計画というのになっております。施設保全計画というのは、いわゆる存続する施設の今後長期にわたる補修、施設の保全ということだと思っておりますが、この適正配置計画が、この資料で具体的な廃止にするとか、また廃止を検討するとか、統合を考えていくというようなのがありますが、その方針は公民連携課を中心にして出ているわけですが、それを実際に見ていて、原課ですね、そういう施設の所有課、これは今後どういふふうに進んでいくというふうになりますか。

○公民連携課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

今、議員から説明いただいたとおり、再編計画は機能に基づく適正配置あるいは施設総量を圧縮していくための基本的な考え方に基づいて、用途別に統廃合や複合化等の実行していくための方針を定めております。これを受けまして、再編計画の対象となっている床面積100平米以上の施設所管課におきましては、当然この再編方針に基づいて今後施設利用者等の対応もあわせて具体的に改修あるいは廃止に向けてのロードマップを作成し、その実行に具体的に取り組んでいくという形になります。

○11番（荒金卓雄君） 後ほどそれで具体的な施設の今後の取り扱いを尋ねていくわけですが、私は、この方針に打ち出されております趣旨といいますか、精神、これをいかに職員の皆さんがやっぱり十分にかみ砕いて理解した上で廃止に取り組む、または複合化に取り組む、統廃合に取り組む、こういう姿勢ができるかどうかというのが問題ではないかなというふうに思います。それで、今少し動きが見えている施設に関して今から伺っていききたいと思います。

まず、別府市勤労者体育センターについて、計画といいますか、再編に関してはおおむねこれからの3年間を目途に利用者にあっせんを行った後に廃止するというふうにかかれております。ところが、これ、この8月でしたか、ホームページに来年、平成30年度末をもって閉館するということがずばっと出ました。このいきさつ、現状はどういうふうになっておりますか。その説明をお願いします。

○産業政策課長（花田伸一君） お答えいたします。

別府市勤労者体育センターは、本年7月に1階天井のブレースの大きなボルトが落下いたしました。点検・補修工事の見積もりをしましたところ、高額な費用が必要なことが判明しまして、今後の運営につきまして、公共施設再編計画の更新、また建物の安全性及び耐震性、利用状況等の考察を行いました結果、対費用効果を鑑み、1階体育館は利用禁止といたしまして、2階の小体育館は現在また利用を続けて行っておりますが、平成30年3月末をもって全館閉館するという方針を平成29年8月に決定し、ホームページ及び特定できる利用者の方々に周知を行わせていただいたところでございます。

○11番（荒金卓雄君） 私は、ここの体育センターは利用したこと、経験がないのですが、少し資料を見ますと、思った以上に利用者数が多い。市民体育館の次ぐらいの年間3万を

超える利用者、南部とか中部、北部等の体育施設よりも利用者が多い。だけれども、それを廃止にしていくというこの判断の根拠が、やっぱりこの方針に沿ってきちっと確認されながらいつているのかということだと思います。建物の安全性及び耐震性、ここは耐震基準の旧の耐震基準ですし、耐震診断もされていない、耐震補強ももちろんされていないということで、私も先日、ちょっと場所だけ、場所というか周囲を、もう閉めていましたから、周囲を見たのですけれども、ちょうど野口のお墓沿いの体育館の側面のコンクリートの土台が土壌と剥離するというか、すき間が出て、この間の地震のときなのか、少しあそこ、土壌が余り好条件ではないということも聞いておりますけれども、そういうのをちゃんと見据えて行くと。だけれども、2階の体育館だけは来年の3月まで使うということですね。これは理由は、理由はというか、ここだけはまだ大丈夫という目安があるのですかね。どうですか。

○産業政策課長（花田伸一君） お答えいたします。

2階の利用者の内容につきましては、ダンスとか太極拳であるとか、卓球であるとかということで、一定程度の利用者の方々が多かったものですから、協議の結果、2階だけは今年度末まで、予約状況も鑑みて使用していただくということで決定いたしました。

○11番（荒金卓雄君） そういう背景、また利用者の事情をしっかりとみ取りながらどこまでの判断、1階の体育館と同時に廃止をするという判断もあり得たのでしょうかけれども、そういう利用者のことを考えてするというのも、今後いろんな施設に関しても同様なケースが出てくると思います。わかりました。最後まで無事故で利用していただけるように、しっかり安全管理をお願いしたいと思います。

では、2つ目に、市民会館の別館についてお尋ねします。これは、いわゆる別府市公会堂のあります敷地の北側、別府市民会館の別館というのがありますけれども、ちょっと同じ並びに旧の別府市総合教育センターがあります。そこも同じように閉館しております、また方針に関しては同様のことのようにですけれども、ここを解体して駐車場に整備するというふうな方針が出ているようではありますが、その根拠、これはどういうふうにご考えていますか。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

市民会館別館は昭和46年に建築され、旧別府市総合教育センターにつきましても昭和36年に建築された、いずれも旧耐震基準の建物であることと、利用状況につきましても、現在は市民ギャラリー以外は使用されていないために解体し、現状では不足しております別府市中央公民館、別府市市民会館の駐車場として整備し、跡地の有効活用を図っていきたいと考えております。

○11番（荒金卓雄君） 今おっしゃった唯一利用されている市民ギャラリー、これがなくなるとのことですけれども、この代替施設はどのように考えていますか。また、解体後の利用方針とあわせてお答えください。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

解体後の利用方針につきましては、施設を新たに建設するのではなく、駐車場として整備し、有効活用したいと考えております。

また、市民ギャラリーの代替施設としましては、本年10月に移転オープンいたしました別府市美術館の市民ギャラリーを代替施設として考えております。

○11番（荒金卓雄君） では、今後のこの整備のスケジュールはどのように考えていますか。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

来年度以降にまず解体に伴う実施設計をし、その後、周辺家屋調査及び解体設備工事を実施したいと考えております。また、関係課とその点につきまして協議をしているところでございます。

○11番（荒金卓雄君） 私も、現地をゆっくり見ました。それで、方針としては老朽化している、また耐震化対応にしていけないということですから、解体して跡地を駐車場に、別府市公会堂の駐車場として利用できるということなのでしょうけれども、私はちょっとあそこに立って別府市公会堂を見て、また右の今の古い建物がなくなって駐車場になるのを見ますと、単純に駐車場にするだけというのでは、ちょっと再編の趣旨というか精神に不十分ではないだろうか。今、公会堂の前広場、前庭の広場が駐車場として今車の駐車、使われていますでしょう。要はその第2駐車場としてスペースがふえたというだけで考えてしまうと、あそこの別館と旧総合センターだけを取り壊すところにしか視点が行っていない。あそこが含んでいる地域、空間ですね。おおげさにいうとまちづくりという、そういう視点から見直しますと、あそこの中央公会堂の前の前庭広場は、中国の烟台市の御影石を敷石に敷き詰めているわけですね。平成5年、当時の市長の事業で約6,000万円かけてやっております。この前、私もあそこの前の大通りを通るのですが、昼も夜も満車になっていますと、要は屋根を、車の車体を通して中央公会堂の姿が目に入る。この中央公会堂も数億円をかけてリニューアルをしているわけです。外壁のスクラッチタイトルの張りかえ、また正面階段を復元して、この外観景観は、やっぱり別府市民の誇りと言っているものだと思うのですよ。その前方に烟台市の御影石の広場があるわけです。だから、それをこれまでは場所がなかったという都合は十分わかりますが、駐車場にしていたわけですね。それで、今回その並びに少し駐車場に使える空き地ができるわけです。そうしたら、私は、今の前庭広場の駐車場使用を取りやめてというか、抑制して、新しくできるところの駐車場を主体にして、公会堂そのものプラス前庭という、あの空間を別府市の売り物に持っていく可能性もあるのではないかと思いますよ。

ことしも12月になりましたが、平成29年の別府四季のカレンダー、これの11月・12月の最後の写真は別府市公会堂であります。非常にリニューアルされてすばらしい景観。先日、私も行ったときに留学生の五、六人のグループが、3つも4つもグループが次から次に入ってくるのですよ。聞いたら、防災まち歩きですということ、ちょっとしたレジュメを持ちながら案内を受けて来ていました。それを見ると、それを見ながらおったですが、まずあそこの現駐車場の歩道沿いのところが、黄色いポールが立ってチェーンでつないでいるのですよ。そして、車が入れるのはここですよという1カ所。しかし、人は車の入り道からわざわざ入りませんから、結果的にチェーンを乗り越えて入る。あれだけのゆったりしたスペースに入るのに、チェーンで遮られているところをまたがせるというような使い方というのは、私はどうかなと思いました。

今回、幸いにも市民会館の別館と旧総合教育センターのスペースが空くわけですから、そこを追加の駐車場として捉えるよりも、そこに現在の前庭広場の駐車機能をスライドさせて、そして前庭広場ね、御影石の前庭広場を建物とセットで生かしていく。あそこにちょっとしたしゃれたベンチなんかを置いたらどうですか。天気のいいとき、また小春日和のときに高齢者、また近所の方の散歩のときにちょっと座って本を読む、またむつまじい会話をするというようなことが、私は、今回のこの再編計画を話す中で出てきてしかるべきではないかなと。

この再編計画、分厚いものの中の一番最初の「初めに」というところの結びにこうあるのです。「再編計画は、施設を集めて合わせて減らすことだけが目的ではない。公共施設の再編は、新しいまちづくりの機会と捉え、これからの時代に合った新しい公共空間のあり方を市民と協働で考えていきます」という、こういう文句で結んでいるのですね。もしかしたら今回のこの再編計画、教育委員会社会教育課として受け取ったときに、それはもう当然だ、あそこを取り壊して更地にして、車の、ちょっと駐車場事情で困っておったのを、第2駐車場ができたわというのは、行政側の視点ではないですか。あそこを歩いてい

る方、あそこに来る観光客の方にとって今回の再編をどのように生かすきっかけになるだろうかという、こういう何と申しますかね、視点が、まちづくりという視点が、私は今回の再編計画の重要な精神ではないかというふうに思います。これはもう、ちょっと提言ということで言わせていただきますけれども、そのような視点でぜひ見ていただきたいというふうに思います。

では、次に駐輪場についてお伺いします。

別府市の駐輪場は、整備された施設ですけれども、今、別府駅の中の駅西口と駅北側の高架下の2カ所あると思いますけれども、それはどのような現状の利用状況か、これを伺いたいと思います。

○道路河川課長（松屋益治郎君） お答えいたします。

議員御指摘の平成20年3月から利用されております別府駅西口自転車駐車場は、鉄骨づくり2階建て、延べ床面積318.2平方メートル、自転車及び原動機付自転車が123台利用可能です。また、駅高架下自転車駐車場も同じく鉄骨づくり2階建て、総延べ床面積630.4平方メートル、自転車のみ388台利用可能です。また、駐車場は24時間利用でき、近年ではアシスト付自転車の普及により多くの利用者があると把握しております。

○11番（荒金卓雄君） 駐車場の管理費用、これはどのくらいかかっていますか。また、私も利用者から、どうしても自転車が今きゅうきゅう詰めで並べている状況があるようです。駐輪スペースを広げるというような考えはありませんか。

○道路河川課長（松屋益治郎君） お答えいたします。

現在、2カ所の駐輪場で年間約180万円の管理委託料を支払っております。今後、駐輪場の点検・維持・補修のために費用がまた必要となると考えております。

また、駐輪場内での放置自転車が駐輪スペースを圧迫していると考えており、放置自転車は平成27年度で170台、平成28年度155台あり、3カ月に1度の割合で警告・回収作業を行って、毎回多くの放置自転車を撤去しているのが現状です。

駐輪スペースには限りがございますので、利用者の方々には御迷惑をおかけしておりますが、今後、駐輪マナーの啓発を行い、駐輪場スペースを気持ちよく利用していただけるように管理していきたいと考えております。

○11番（荒金卓雄君） あと、防犯カメラなども設置されているようで、しっかりした管理を今後お願いしたいと思います。

もう1つは、その施設整備の方針の中で、これはまだ平成20年にスタートして8年余りの新しいやつです。ですから、健全な状態を維持するための計画保全という要望と、もう1つありますね。収支改善のための、広告看板のためのスペース貸し出しなど、施設を利用した収益性の検討を進めますと、こういう方針が出ています。そこに案内の、高校生の通学自転車が多いのですね、別府に住んでいてJRを使って大分なり日出方向なりに行くというケースもあるでしょうし、別府市外からJRで別府駅でおいて、そこに置いている自転車で学校、高校に通学して行くというのがあります。これね、四、五十台ある。私はちょっとシールを数えましたけれどもね。だから、案外そういう視点でここを使っているユーザーに何か看板というか、提案とかいうような視点も見えてくるのではないかと思いますので、方針をよくかみ砕いて、何ができるのかというのを取り組んでもらいたいというふうに思います。

では、学校給食の共同調理場についてお伺いをいたします。

今回のこの再編計画で、施設再編の方針は、この共同調理場に関してどのようになっていますか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

別府市学校給食共同調理場は、耐震性の不足などから建てかえとし、その際には民間活

力の導入を視野に入れ、LCCの削減に努めます、となっております。

- 11番（荒金卓雄君）建物の劣化が著しいと。昭和47年にできた共同調理場ですから、もう45年経過しております。先日の地震のときにも被害を受けたというのですが、建てかえは間違いないわけですね。

ところで、では、この建てかえ計画について教育委員会内部の検討の進捗状況、これはどうですか。

- スポーツ健康課長（梅田智行君）お答えいたします。

現在、教育委員会内では、あらゆる課題を想定し協議をしております。

- 11番（荒金卓雄君）その「あらゆる課題」という言い方が、私はなかなか理解しがたいのですけれども、いわゆる協議の中で決定してきていること、それと、まだ協議が必要、継続協議が必要ということで、未定のことがあろうかと思えますけれども、そこはどうですか。

- スポーツ健康課長（梅田智行君）お答えいたします。

現段階では、決定事項はございませんが、建設後45年を経過した共同調理場を学校給食衛生管理基準に適合した施設にするため、あらゆる課題につきまして協議を継続しております。

- 11番（荒金卓雄君）なかなか決まらないですね、方針が決まらない。実は私、厚生環境教育委員会で11月に山梨県の富士吉田市の学校給食センター建てかえ1年後のところに視察で、委員会で行ってまいり、非常にきれいなところでありました。その中で細部を伺ったのですけれども、まず計画ができて、そして工事にかかって、そして設備が入ってスタートするというのに、大まか3年かかっているのですね。平成25年に基本計画・基本設計策定、平成27年に建設工事着手で、その12月にオープンということです。

ですから、別府の場合の共同調理場、建てかえという方針は決まっているけれども、この基本計画までまだいっていないということであれば、まだこの先3年、4年、5年と先送りというか、建てかえに着手できない。これでいいのかなというのが、もう本当、率直な思いでありました。唯一さっき決まっているということでおっしゃいました学校給食衛生管理基準、これを守るというのは、もちろん国のレベルでの指針です。例えばドライシステムですね、ドライシステム。私なんかの昔の学校給食のイメージですと、とにかくどんどん終わったら、食べくずとか切りくずなんかを水でとにかく流して、床下に水で押しやるというようなイメージですけれども、今はそういうウェット方式は基本的には認められない。もうドライということで、要は調理台もドライ、また床に水がどんどん入っていくようなことはできない。これはもういわゆる虫なんかの発生を呼んだり、またそういうところの水に一回落ちたごみが、また反射して食物に入らないとも限らないとか、またそういうそこで働く方の健康状態、湿度、温度の面からもう望ましくないというようなことが、いろんな条件が出ているわけです。

私、ちょっと調べましたら、各小学校にあります単独調理場、これもこの共同調理場と建てた時期は余り変わらない。昭和40年代、50年代。もう40年以上経過しているのですね。ここからはちょっと私見ですけれども、要は何年先にしても共同調理場は建てかわるといふときに、では、単独調理場はどうなるのかということが、私は、ある意味教育委員会、考えあぐねているのではないかと思うのです。私は、もうこの共同調理場と単独調理場、市内10近く単独でありますけれども、これは建築した年の時期も大体同じ。これは単独でもさっき言いました学校衛生管理基準は、同じように求められるわけです。ですから、もう兄弟ですよ、兄弟。その中でちょっと大柄な共同調理場がどこかで新しく建てかえられる。そして、ハイレベルのさきのドライ方式とか、いろいろトイレ、または手洗い、こういうのにも細かい指示があります。そういうのが例えば共同調理場でできた。そうする

と弟の単独調理場はどう思うでしょうかね。「兄ちゃん、いいな。うらやましいな。うちのところも同じようにならぬかな」。こういうのが、私は率直なところだと思うのですよ。

ところが、親の別府市に相談しても、「いや、それはちょっと」。やっぱりコスト。また、今回の再編計画の中では、保存のほうの分類に小学校と同じので、要は補修していくのになっているわけです。これはもう築40年、50年ですよ。それが一気に兄貴の共同調理場がハイレベルになったのに、その差を埋めないままではいけないわけです。やっぱり弟のところもレベルを何らかの形で工夫して上げていかないといけない。そのときに兄貴が、「おまえ、おれのところに来ぬか」というのが私は心情ではないか。また、弟のほうも、「兄ちゃん、そっちにちょっとおれもおられぬかな。一緒に加えてくれぬかな」というのが、私は自然だと思うのですよ。つまり1個だけ、1個だけというか、共同調理場がハイレベルでできたとすれば、単独調理場も同じレベルを何とか工夫してやらなければいけない。しかし、限度があります。施設が古い、また耐震化等のさまざまな条件が恵まれていないわけです。

ですから、私は、要はもう弟を全部抱え込もうというつもりで、この兄貴の共同調理場の設計をする必要があるのではないかと。これは公共施設の再編という角度、また学校給食の衛生管理基準をしっかりと守っていくという基準、こういうように施設がばらけているほど同じレベルを保とうとしたら、労力が非常にかかるわけです。弟も来い、妹も来いということで大きな、あ、妹かわかりません、弟も来いと言って受け入れる態勢、受け入れる規模を私は共同調理場の建設のときには持つべきではないかと。そして、一遍で5人も6人も7人も弟を抱えるわけにはいかぬけれども、この2年ぐらいのうちに3人何とか寄せるわい。そのかわり、ちょっとそれまでに窮屈だけれども、辛抱できるかと。こういうような取り込み方、一気に取り込むのではなくて年数かけて取り込むというやり方は、私、可能ではないかと思うのです。

あと、財政の問題ももちろんあります。これはさっき言いました富士吉田市も業者委託、民間の業者への委託で思い切ってやっております。ですから、そういう共同調理場だけを見るのではなくて、やはりその問題として単独調理場をどうするかということが、大きな関所で決断が進まないのではないかと思います。場所の件にしても、財政の件にしてもありますけれども。ですから、考え方としては、私はハイレベルの共同調理場をつくるからには、そこにハイレベルに追いつけない弟たち、学校の単独調理場をやっぱり「入ってこい。兄ちゃんが入れてやる」というような考えでやるしかないのではないですかね。これは私なりの再編計画の、さっき言いました精神から、その建物だけを考えては解決できないけれども、トータルで、また諸条件を考えるとやれば光が見えてくるのではないかということをお願いいたします。

最後に、共同調理場の建てかえについて、教育委員会としては現在、今後どのように進めていく予定でしょうか。

○教育参事（湊 博秋君） お答えをさせていただきます。

今後の共同調理場のあり方等を見据えて、事業の効率化等を協議していきたいと考えております。例えば、民間活用の手法等はどういうふうに進めていくのか、また補助についてはどういった補助があるのか、あらゆる角度から協議を関係課と進めていきたいと考えております。

○11番（荒金卓雄君） よろしくお願いたします。

では、最後の市民生活の安全安心について、これをお尋ねします。

まず、うそ電話詐欺。「うそ電話」というのは、なかなかこちらでは聞かないのですね。「特殊電話詐欺」というのが通常ですけれども、まず、このうそ電話詐欺というものの内容、これはどういふのですか。

○防災危機管理課長（中西康太君） お答えいたします。

うそ電話詐欺とは、面識のない不特定の者に対しまして電話やその他の通信手段を用いまして、預金口座への振り込み、宅配便での送金等、さまざまな方法により現金をだまし取る詐欺を言い、全国的には「特殊詐欺」と呼んでおりますが、「特殊詐欺」という呼び名は、一般の方にはわかりづらいことから、若者から高齢者まで全てにわかりやすい広報を行うために、鹿児島と山口の両県警では「特殊詐欺」という呼び名にかえまして「うそ電話詐欺」という広報を行っている次第であります。

○11番（荒金卓雄君） 鹿児島県警と山口県警が、「特殊詐欺」という言い方では市民の皆さんにちょっと響きぐあいが悪い。確かに「特殊な人物」という言い方と「うその人物」、「特殊な理由」というのと「うその理由」。これは勝敗が明らかでしょう。うそをつくほうが怪しいぞと、そういうわかりやすいネーミングのところに私は注目したのです。これは山口と鹿児島というの、薩長ですよ。薩長同盟で、来年が明治維新150年ですけれども、薩長がやっているそこに別府が加わるかどうかは別にして、もう1つ、このいわゆる特殊電話詐欺、うそ電話詐欺の発生状況について、まず全国の傾向、これはどうですか。

○防災危機管理課長（中西康太君） お答えいたします。

過去10年間、全国の特種詐欺における警察の認知件数につきましては、平成19年1万7,930件、20年2万481件と、この年にピークを迎えましたが、翌21年には7,340件と減少しております。以後、22年から再度増加に転じておりまして、昨年28年は1万4,154件と増加を続けまして、本年上半期の前年比でも増加傾向は続いているという状況でございます。

○11番（荒金卓雄君） やっぱり件数としては増加傾向。特に若い方が被害としてふえているというのも特徴です。それと、今この特殊詐欺というのは、私、ちょっと見てびっくりしたのですが、大分合同新聞の夕刊に、これは毎日交通事故の発生件数というのがあるのです。また、最近是不審者の声かけとか、こういうのも出ているのですが、その中に特殊詐欺の本年累計の件数と金額というのまで入ってくるぐらいもう常態化しているということなのですね。

実は私、きのう、課長のほうにもすぐ報告したのですけれども、私の知人のところにはがきが来まして、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」という、何かしかつめらしいやつを、私は電話をいただいたものですから、これはすぐ行って見せてもらって、「これはちょっと怪しいと思いますから、預かっていいですか」ということで預かって、課長のほうに見せたら、たまたまですけれども、もう一人、穴井議員の知り合いのほうにも同じはがきが出て、それで渡した。そう思ったら、まもめーるで早速、大分県内で同様のはがきが届いていますというのが来ましたから、こんなことがあるのだなというのを改めて知った次第であります。

この防犯、特殊詐欺にかかわる防犯対策の別府市の取り組み、これに関して御答弁ください。

○防災危機管理課長（中西康太君） お答えいたします。

別府市の取り組みといたしましては、市報掲載やホームページによる注意喚起、また警察と連携しまして、関係各課窓口での啓発物品やチラシの配布、さらにはATM付近でのポスターの掲示などを行っております。また、さらには別府市防犯協会連合会とも連携いたしまして、地域安全ニュースを別府警察署に協力をいただきながら毎月発行する中で、犯罪組織の手口や対応要領をお知らせするなど、関係機関と協力して特殊詐欺における防犯対策の推進に努めている次第であります。

○11番（荒金卓雄君） 年末ですので、こういう詐欺が別府市民から出さないという決意で取り組んでもらいたいと思います。

もう1個最後。防犯カメラ、この設置状況に関してですが、いわゆる公共施設に関して防犯カメラを設置するというのが徐々にふえています。9月にオープンしました新しい、新しいというか、移動しました別府市美術館にも防犯カメラがついているというふうに聞きました。この公共施設の防犯カメラの設置に関する別府市の基本構想、考え方、これだけ最後に御答弁をお願いいたします。

○共創戦略室長（原田勲明君） お答えいたします。

公共施設につきまして、市民の皆さんが安全・安心に利用していただくということが一番だと思います。このような観点から考えますと、防犯カメラを設置することによる犯罪の抑止効果、また万一犯罪などが発生した場合には、犯人検挙につながる有効な手段であるというふうに考えておりますので、今後も個人情報やプライバシーの保護などに十分考慮して、施設を利用される皆さんの御理解をいただきながら、必要によっては防犯カメラの設置について検討してまいりたいというふうに考えております。

○11番（荒金卓雄君） 以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒木愛一郎君） 休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（三重忠昭君） 再開いたします。

○24番（河野数則君） 今、お腹いっぱいになっていますけれども、2人合わせて156歳の会の河野数則君です。（笑声）頑張ってやっています。

まず初めに、温泉行政について。

実は今回、私これをとり上げた理由があります。年をとると、子どものころから、若いころから議会で何があったのか、いろんな考え方が出てきます。そういう中で今の温泉を考えると、子ども子どものころは、高いところに湯船はありませんでした。湯船は地下みたいなところにあるのです。5段も6段も、1メートルも1メートル50も地下、下にあったのです。それはなぜかという、ボーリングができない、ポンプアップができない。自然湧出、そんな温泉でありました。いつの時期からはボーリングが許可になって、ポンプアップをして高いところに展望温泉ができたり、いろんな温泉ができてきました。

私ら子どものころはね、市長、湯船が小さかったのです。なぜかわかりますか。お湯は全部くみ出しです。昔はバケツでくんで、ポンプはありませんでしたから、湯船を掃除して、また水で洗ってお湯をためるという行為を繰り返したのです。ですから、湯船が大きいと掃除がしにくかったのです。今はポンプアップをして、お湯がコックをひねればざあっとたまります。下の栓を抜けばお湯が全部流れます。随分楽になりました。それで湯船が随分大きくなった。家庭のお風呂もそう、旅館・ホテルのお風呂もそうです。それから市有区営温泉もそう、小さな組合温泉もそうだろうと思います。

そこで、別府市はやっぱり観光立市、温泉が命。この温泉については、いろんな施策がとられてきましたが、今から私が質問をいたしますことは、この温泉排水に行政がどう取り組んできたのかな、こういうふうに思っています。これは、人間が生きていく中で米塩、米、塩、水、これが人間が生きていく根幹です。水は貴重な人間の命です。この別府に流れる川が現在どうなっているのかなと考えると、もうぞっとするようなことになっています。大変なことになっている。

そこで、まず質問いたしますが、温泉で使用した排水が、温泉の排水です、現況について伺いたいと思います。市街地は公共下水道が整備をされました。温泉排水は、下水道で大部分が流れていると思いますが、まず下水道が整備をされている地域、されていない地域を御答弁ください。

○下水道課長（渡辺誠司君） お答えいたします。

別府市の公共下水道事業といたしまして整備を実施しております範囲は、国から事業認可を受けた範囲であり、別府市公共下水道事業計画の排水区で申し上げますと、山の手、北浜、野口、荘園、石垣、上人の全域及び朝見、南立石、石垣原、亀川、浜田、温水の一部でございます。また、認可区域内における平成28年度末の面積整備率は71%となっております。

○24番(河野数則.君) 大体、下水道の付設状況はわかりました。

次にお伺いしますけれども、下水道に流れない温泉水は、合併浄化槽にもつなぐことがあると思います。しかし、これは私の意見ですが、余り温泉水を合併浄化槽に流すことは好ましくないと、こうされています。私も浄化槽の処理の関係者の一人ですから、条例を見てもみますと、本来は温泉水の熱い温泉は浄化槽に流してはいけないのですよ。なぜならば、菌が培養できないから、死んでしまうからです。浄化槽というのは、菌を培養して虫をわかして、その虫がいろんな役目をしながら水を浄化して流す、こういう役目をしていきます。別府市は特異なところで好ましくありませんけれども、流してはいけないということになっていませんから、まあまあ大目に見ようかなと思います。

それで、市営温泉や地元で管理をする温泉の数を教えてください。

○温泉課長(白石修三君) お答えいたします。

市営温泉17施設と市有区営温泉70施設あります。そのうち市営温泉につきましては、公共下水道の整備区域、もう既に公共下水が終わった区域にあります施設が11であり、全て下水道に接続しております。また、地元が管理する市有区営温泉につきましては、公共下水道の接続について組合等に確認したところ23施設、70施設のうち23施設が接続しております。市営温泉などの入浴施設の温泉排水につきましては、公共下水道で処理できる温泉施設を除き側溝または水路に排水しております。

○24番(河野数則.君) これ、課長、資料をいただきました。市有区営温泉について55カ所、浄化槽と合併槽は21、それから下水道が23、不明というのが20もあるのですね、市有区営温泉。どこに流したかわかりませんというのが20ある。これは流しているのがわからぬではないですよ。これは側溝か川に流しているのです。施設設備ができていないのです。ですから、こういうこともやはり行政として指導していく必要があると思いますよ。

それで、次にお伺いしますが、瀬戸内汚濁法というのが施行されて随分長いこととなります。これは何があったかという、瀬戸内、山口県から兵庫県までのいろんな重工業施設がたくさんあります。随分瀬戸内海が汚染をされたということで、瀬戸内汚濁法ができたのです。そして、大分にも1号地から5号地まで埋め立てがありました。新日鉄を初め大きな工場があります。ということは、瀬戸内汚濁法の中には別府湾も入っているわけ。そういうことで大変この瀬戸内汚濁法というのは、水質汚濁法というのは厳しい法律です。ただ、温泉水を流してはいけないということではなくて、これは瀬戸内汚濁法の中に水質汚濁防止法というのがあります。そのことが別府でも大変、浜田市政のときに問題になりました。そういうことで、もう恐らく10年近くそのまま経過をしたと思いますが、その後どうなっているか、御答弁ください。

○観光戦略部長(田北浩司君) お答えいたします。

水質の汚濁防止法の排出基準につきましては、議員御質問の旅業にありますが入浴施設につきましては、一般基準ではなく暫定排水基準が適用されております。これは、排水基準を直ちに達成させることが技術的に困難な業種にかかる工場及び事業場に対する経過措置であります。平成13年の排出基準の改訂以来、3年ごとに規制の見直しを行い、現在におきましても継続中で、現状では平成31年6月31日までとなっております。

なお、市営温泉を初めとする日帰り温泉では、水質汚濁防止法の対象となる施設ではありませんので、この法による排出基準の規制を受けていないのが現状であります。

○24番（河野数則・君） 規制は受けていない。私は、それは考え違いだと思いますよ。これから、ではお伺いします、いいですか。市内を流れる川、朝見川から、南朝見川から北は冷川まで大きな川が、余り大した川、二級河川以上の川はありませんからね、五、六本あります。この流川通りにも下に川が流れています、上は張っているだけ。ということで、今この別府市に流れる川の起点と、それから現状を御答弁ください。

○道路河川課長（松屋益治郎君） お答えいたします。

市内を流れる主要な、今、議員御指摘の主要な河川は、県が管理する朝見川、境川、春木川、新川の二級河川、そして市が管理する平田川、冷川などがございまして、その中で市は合計31河川の管理を行っております。主要な河川は、扇状地の地形に沿い、起点が南立石、鶴見岳付近、明礬、内竈など市内にあり、河川の延長としましては4キロから7キロメートルと短く、勾配がきつく、降雨時には一気に水位が上がり水かさがふえるというのが特徴でございます。

なお、市街地の河川の構造につきましては、落差工を有する三面張りのコンクリートでほぼ整備されております。それが現状でございます。

○24番（河野数則・君） 市長ね、今答弁があったとおり別府市を流れる川は、普通の川と違うのですよ。普通、川といえば隣県・隣接の市町村、これから流れてくるのですが、別府にある川は、一番長い川で7キロ、全部別府市だけです。扇状地の上から坂、海に直接流れる川、それと今、課長が答弁したように、昔の川は余りコンクリートができていませんでした。それで下が全部岩場、砂利、砂は流れますからね、横は土の土手です。魚がたくさん住んでいました。私ども子どものころは川で泳いでいました。私は亀川ですから、関の江の川で、冷川で泳ぐ、温水の川で泳ぐ。昔の中学校は、私どものころは別府は4校でした、4つしかなかった、中学はね。そして、亀川から石垣小学校の通りまでは、今の上人小学校の北部中学です。同期生はたくさんいましたから、春木のほうにもよく遊びに行きました、学校の帰りにね。あの春木川でも夏場はよく泳いだものです。当時は、それは水質がどうかわかりません。しかし、川で泳いで、頭から下に潜って水を飲んでも、全く病気になるなかった。中にギンブナが泳いだり、メダカがおったり、カエルがおったり、そういう川だったので。

今の別府市の川の現況は、コンクリートの三面張り、両横、川底、全部コンクリです。今、課長の答弁があったように、私に言わせると、今、別府市の川は川ではない。答弁のとおり雨水が、雨が降れば水かさが急に上がります。人間が落ちたら流される勢いです。雨がやんだら水がほとんどない。ということは、雨水の、温泉の排水路みたいなものですよ。工法の仕方がどうだと、私は専門家ではないからわかりませんが、せめて整備方法は、両脇はコンクリでも、川底だけは昔のままの砂利か何かにしてほしかったな。そうすると中洲ができて、その中洲に草が生えて、アシが生えて魚も住めるのだ。ということは、いいですか、下が砂利ということは、沈下しますから、直接流した水がそのまま流れないという原理があります。

市長、今、海岸線がきれいになりました。昔の工法で埋め立てが行われて、全部テトラポット。海から見た別府の風景はよろしくないと言うかどうかわかりません。自然を取り戻そうということで松の木がずっと植えられて人工海浜ができています。これは、人間がつくった人工海浜で、泳ぐにもその海浜には行く者がおりません。昔は海にも貝がたくさんいました。ゴカイがたくさんいました。全く今は昔の形態がなされていない。

そこで、お尋ねしますが、別府市を流れる川で、今どういう魚類がありますか、泳いでいますか。

○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

市内の河川の生態系につきましては、環境課といたしましては、生息している淡水魚の

実態調査を行ったことはなく、有識者の方が、まず 1991 年から 93 年にかけて調査した結果を参考にさせていただきますと、ウナギ、アユ、ウグイ、コイ、ギンブナ、ボラ、ティラピア、キチン、ゴクラクハゼ、チチブなど 10 種類前後の淡水魚が確認されていると聞いております。また、有識者の方が 2014 年より調査をした結果を参考にさせていただきますと、ウグイ、チチブ、ヨシノボリ、オイカワ、ティラピア、アユ、ゴクラクハゼの生息が確認できたと伺っております。

- 24 番（河野数則．君） 今答弁があったとおりです。いいですか。1991 年に調査をしたという。これは行政ではないですね。有識者の方が 1991 年にした答えが出てきた。それから、2014 年にも調査しました。この間、21 年間に何もしていないということです。ただ温泉だけが取り上げられて、排水、全く議題に上がっていない、何も手をつけていない。はっきり申し上げて、今、課長の答弁がありました、この魚類は、全く住んでいない川もあります、何本も。今、河川名は何も言わないで、有識者の方がこう言いましたよ。今、別府の川にギンブナなんて全くおりません。カワエビもおりません。なぜかわかりますか。下が三面張りのコンクリートですよ。魚は住むところがない。人間もそうでしょう、日陰が要るのです。歩いて、暑いな。日陰が要ります。休むところがないのですよ、魚。三面張りおかげで、雨が降れば大変な水かさになります。全部流されてしまう、下流に。住めるところがない。そういう川にしたのは、私は行政の責任と思いますよ。温泉のことだけ考えて、排水のことを全く考えていなかった。これが現状です。

それから、もう一度お伺いしますが、朝見川から今答弁があった冷川まで、全部の川がどういう体系になっているのか教えてください。

（答弁する者なし）

- 24 番（河野数則．君） 何にもしてないので、答弁できないのですよ。では、簡単にお聞きしましょう。順番に行きます。今の冷川はどうなっていますか。

（答弁する者なし）

- 24 番（河野数則．君） 冷川は、源流が十文字の演習場の中にあるのです。あそこの湧き水が冷川に流れているのです。それから温水。中野局長、温水に水源地がありますよ、あの湧き水と一緒に、国道 10 号のところと一緒にあります。ですから、あの温水の河川は、あれは川ではありません。あれはもう池みたいなものでね。冷川には少しですが、アユが上がってきます。ですから、今、亀川の団体の方がいろんなボランティアの中でホテルをね、ホテルはいませんかということで、企業から支援を受けながら今やっています。しかし、そんなに多くの魚は上がって来ていません。

今、別府市の川に一番住んでいる魚類は何ですか。お答えください。

- 環境課長（松本恵介君） ティラピアだと思っております。

- 24 番（河野数則．君） 市長ね、別府市の川に一番住んでいるのはティラピアなのです。これは日本の魚ではありません、外来種。そして、早く言えば熱帯魚です。熱帯地帯に生きている魚です。これが今どんな形で川に生息しておるか。潮水と真水が交わるいわゆる汽水地域というのがあるのです。そこの国道 10 号の下の川の下に全部おる。海が満ちてくると、上から、潮水がずっと下から上がってきますから、当然苦しくなるので上に行きます。ですから、川尻から今度は明るいところに出てくる。もうやめましたけれども、私は冷川のすぐ前で弁当屋をやっていました。時々天ぷらを揚げたり魚を焼いたりするので、いい空気を吸おうかなと思って表へ出ると、あの冷川がずっと満ちていて満潮になる。ティラピアがすごい数で、みんなはびっくりしますよ。逆さまになっておるのですよ、口が下です、尻尾が上です。よく見ると、下についたコケを食べているのですね。

それから、一時期平田川も一番海岸に近いところ、春木川、境川、朝見川、下のほうにグッピーがたくさん住んでいました。このグッピーは、これ、外国のグッピーではなくて、

熱帯魚ではなくて、メダカが水路に上がったので少し色が変わって変形しただけですよ。これはメダカの変形種ですよ。たくさんいましたが、今、ティラピアが全部食べて、全然グッピーもおりません。そういう状況下にあるのですね。

これは、私はどこの地域がいいとか悪いとかはありません。これはやっぱり早い時期に、すぐはできないと思いますが、5年かかっても10年かかっても、15年、20年かかっても、長いサイクルで温泉水とこの別府の川を何か守る必要がある、こう思っています。

そこで、さっき答弁があったけれども、ここに答弁書をもらっていますけれども、平成31年に期限切れになる条例を教えてください。

○温泉課長（白石修三君） お答えいたします。

平成31年というのは、私の理解では水質汚濁防止法の旅館業に対する部分が、当面31年6月30日までの、今のところ暫定基準の排水基準が運用されているという認識でございます。

○24番（河野数則．君） ですから、平成31年6月まで暫定基準でしょう。では、こういう基準にしなければと言われたらどうするのですか。あなた方は31年って、あと1年半しかないわけです。それが暫定基準ですよ。これは、またずっと暫定で延伸できるのですか。そういう自信がありますか。

○市長（長野恭紘君） 私から、お答えをさせていただきたいと思います。

議員の御指摘の点については、暫定基準のままでは運用されているということで、これは長い間の懸案で、事業者側、旅館・ホテル側も私も常にも常にこの問題に関しては、温泉所在都市協議会で私も理事を務めております。中でもこの問題は早期に解決をしなければいけないということで一致はしているものの、では具体的にその技術がどこまで行けば追いつくのかということで、非常に頭を悩ませているという問題でございまして、いつまでもこの暫定基準が続くわけではありませぬし、少なくとも次の平成31年までには全国の共通の課題として、何とかこれは技術を含めて早期の解決を図らなければいけない。別府市においても強い決意でこれは、私もいずれこの河川の問題、これは全部海にも流れていく問題でありますので、しっかりと取り組まなければいけないという認識はありますけれども、特に別府市の中でも力を入れて取り組みを加速していきたいというふうに決意をしているところでございます。

○24番（河野数則．君） 市長から答弁をいただきました。ただ、これは今市長が答弁いただきましたが、今まで行政が余り、何もしていなかったという証拠なのですよ。

そこで、もう1点だけお伺いしますが、河川の水の温度、それから別府湾の取水をしていろいろな調査をしていると思いますが、河川と別府湾の対岸からの何十メートル沖かわかりませんが、順番に温度調査したことがありますか。

○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

河川の水温につきましては、毎年4月から5月に採取した水ではかつております。これによりますと、過去10年間近くの推移を見ますと、朝見川河口で約17度から22度、境川で22度から28度、春木川で21度から26度、平田川で27度から30度、新川で19度から23度、冷川では14度から16度という結果になっております。

○24番（河野数則．君） では、川と言われる普通の川の温度は何度ぐらいですか。

○環境課長（松本恵介君） 大変申しわけありません、その知見を私は持っておりません。申しわけございません。

○24番（河野数則．君） それをわからなくては、ただ温度水だけはかつてはだめではないですか。24度、30度ですよ。これは水ですか。冗談ではありませんよ。魚が24度、30度で住めますか。住めませんよ。別府湾の温度を例えば10メートル、20メートル、30メートル、50メートル、100メートルぐらい単位ではかったことがありますか。

○環境課長（松本恵介君） そういう調査をしたことはございません。

○24番（河野数則．君） 実を言うと、私は今、四の湯1区に住んでいます。私の家から10メートル外に出ると、ほとんど漁師の方。私の町内だけで、10年前までは14軒が漁をされていた。今、私の町内で漁をされている方は2軒だけです、2人だけ。今は亀川で本格的に漁業をされている方は8人です。何が原因なのかな、考えてみました。魚がとれない。これは、私は温泉水とは言いません。原因は、私は専門家ではないからわかりませんが、ここでいろいろ言っておると、「おまえは専門家か」と言われるかもわからぬけれども、魚がとれない。今、一番以前までとれたナマコがない。ゴカイもいません。関の江の海水浴場の北側に胡麻ヶ坂がある。その下側に岩場があります。そこに私どもはゴカイを掘りに行ってね。ゴカイを知っていますか、海のみみずです。それで、対岸からさおでキスゴ釣ってた。コチを釣ってた。そんな姿を今は全く見ないのです。

市長ね、今、別府、亀川は2つ漁協がありますが、一本化しました。しかし、これは入会権、地先権の問題で、別府の漁師の方は上人ヶ浜の上人の地先まで、亀川の方は、亀川から上人ヶ浜までしか入れないのですね、入会権の問題でね。漁協は一本化しましたが、入会権があり行けない。ですから、私が子どものころは、亀川に魚市場があって、毎朝そこで亀川の魚がたくさんあがって競りがあった。今、皆さんは知っていますか、大神漁港、深江、特に大神。毎日魚がたくさんあがって、競りがあがって、行っていますよ。これは亀川から向こうの、豊岡から向こうです、日出です。それだけ同じような海の中で魚が取れない地域と、取れる地域が出てきた。これはさっき言ったように、私は、別府市の川は汚染されておるから魚はおらぬというのはわかりませんが、そういう兆候にあるのは間違いありません。以前まであったものがないわけですから、そこら辺もやっぱり行政が調査をするべきですよ。これを民間だけに任せてもなかなかできませんから、荒金卓雄議員ではありませんが、問題提起ではありません。提起をするのではなくて、調査をしてください。今、別府の河川は本当にどうなっているのか。亀川から別府にかけて海がどうなっているのか。何が原因で魚がいなくなっていて、何が原因で魚がとれなくなったのか。ここら辺を調査してくれますか。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

今、議員の御提言を受けて、私も知識不足といいますが、認識不足のところも当然ありましたので、今後、しっかり行政としてそういった海の現状がどうなっているのかというように含めて、知見を持っている方々に協力をいただいて、どの規模になるかわかりませんが、一度しっかりと調査をしてみる必要はあるというふうに思っております。

○24番（河野数則．君） 市長からそういう調査をするという答弁をいただきましたので、これ以上、私は専門的な知識はありませんから、ここでやめます。ぜひよろしくお願ひしたい、こういうふうに思います。

続きまして、農業行政について少しだけ質問します。

荒廃する農地対策について、それから来年の平成30年度に減反政策が廃止をされます。そこで、別府市としてこの荒廃する農地、それから今申し上げた減反政策の廃止、行政は廃止についてどうお考えなのか御答弁をください。

○農林水産課長（小林文明君） お答えいたします。

荒廃する農地対策としましては、国・県の農業政策の方針は、農地を集積し、担い手への賃借等による耕作を推進していますが、別府市におきましては、農地の大部分が棚田形状で、小面積の不整形農地のため、集積が大変困難な状況にあります。そのため、別府市としましては、遊休農地においては、集落による菜の花やレンゲ、ソバ、ヒマワリ等の景観作物の作付を推進しているところであります。現在、内成棚田では遊休農地を活用し、4月にレンゲ祭り、7月にはヒマワリやコスモス等の鑑賞会と写真展を開催しているところ

ろであります。また、堂面棚田におきましては、菜の花やソバを植え、景観保持のみならず一部を収穫し、地元の活性化に活用しているところであります。

別府市としましては、現在、交付金を活用し助成を行っているところでありますが、引き続き希望する地域にはレンゲや菜の花の種を配布・支援しているところであります。今後も、遊休農地に対しましては、景観作物の作付等の有効利用を推進し、地域の活性化につなげたいと思います。

減反政策であります。米の生産調整の見直しということで、全国的に米余りや値崩れを招くのではないかと懸念があります。しかし、別府市では農家の所得安定のため、食用米の生産をする生産者には、別府市とJAべっぴん日出の共同出資により稲作価格安定対策事業として、今後も生産価格に補填をするとともに、おいしい別府米として販売を推進していきたいと考えます。また、水田を活用し野菜等の作物を生産・販売する生産者に対しましては、国の産地交付金を活用した助成を今後も行ってまいります。

今後も、農業の安定した継続のため、国・県、そしてJAべっぴん日出と連携して対応していきたいと考えます。

- 24番（河野数則 君） 課長から答弁をいただきましたが、なぜ私がこの質問を取り上げたかといいますと、現状は大変な、農地は減反政策のあおりで荒れています。この農地については、課長はおわかりのように調整区域なのです。それと中山間地域。調整区域に中山間地域というのは、何も利用できないのです。農地だけです。家を建てることもできない。農振地域もそうです。そこに物を建てる、することもできない。なぜなら、これは農業用地ですよということですね。ですから、内成、天間、上のほうは中山間地域、これは本当の農地ですね。その下に調整区域というのがありますね、これは農地。今、中山間地域には国・県・市、結構補助金が出ているね。これは何に使ってもいいですよという補助金ですよ。その地域の活性化に使ってください。調整区域は、同じ農地でもほんの微々たるものですよ。

皆さん、亀川で、堂面棚田という余り大きくない棚田ですけども、海が見えるすばらしいところです。すぐ下に、100メートル下におりたら、スパランド豊海という大きな団地があります。その下に関の江新町という団地がある。ただ、一步上に行けば堂面棚田は、これは調整区域なのです。ですから、堂面棚田の上は全部調整区域、宅地にはなりません。農地以外だめですよ、ただし調整区域、農振かかった地域、これは本人が家を建てるか、後継者が家を建てるかなら許可があります。同じ家族でも農業をしない子ども、家は建てられないのです。農業をするのですよという後継者がいれば建つ。ですから、都市計画地域のすぐ上に、別府では竈、野田というところがありますけれども、小坂もそうです。半分以上は調整区域。そこが全部荒れているのです。あの堂面棚田なんかは正直言いまして、田んぼをやめて、棚田になっていますから、「ただ擁壁だけつけば宅地になるな」と言う人がおるのです。できない、調整区域ね。農地のみ。ですから、一生懸命あの海に見える堂面棚田ですよ、それで耕作をしているのです。

ですから、そこら辺を簡単に国の施策、県の施策、別府市の行政の施策ではなくて、市長、平成5年だったかね、「フラワーシティ別府」という施策ができました。私はそのとき議長だった。中村市長時代です。公園緑地課に行けばこれぐらい大きな、この半分ぐらい、これぐらいですね、この冊子があります。1月の花は何ですよ、2月、3月、4月、5月、6月、12月までずっと毎月の花を別府市で決めて、この花を植えて別府市の市民の憩いの場所をつくりましょう、観光客に潤いの場所を与えましょう。そういうことができた。しかし、今は一部の堂面棚田と内成だけにレンゲソウを植えたりヒマワリを植えたり、そんなことをやっていますけれども、できれば、今私が公園をしたと言いましたけれども、これは草刈りをすればね、草刈りをして、もともと農地ですから、少し耕せばレンゲソ

ウぐらいは種まきできるのですよ。レンゲソウは刈る必要はありませんから、毎年種をまけばいいわけ。そうすると、いろんな散策する人が、まちに近いところなら地元住民も市民の皆さんも観光客も見えると思いますよ。簡単なことでできるのですね。

それから、市長ね、マンホールのふたに、これは話が違いますけれども、今、花を言いましたから。マンホールのふたに花柄をつけましょうという、これは中村市長の発案でした。そして、1カ所だけカラーにしています、花、色をつけて。それは銀座街から入った北浜通りまでの角。あれを本当は、1つが何か6万円ぐらいかかるそうですね。しかし、あれをほかの道路にマンホールのふたにずっと予算をつけて敷いていけば、私は余り花壇に、まちの中の花壇に花を植える必要もなくなると思うのですね。歩く人が、これは1月の別府は、1月の花は別府はこれですよ、2月はこれですよ、3月はこれですよ。いろんなやっぱり施策、ですから、今まであった施策をやっぱり計上しながらいろいろ取り入れる必要もあるのかな。

そこで、今、課長、もう一回聞きますが、都市計画区域内の農地は当たらずに結構。なぜならば、宅地にしますよ、申請が出れば5条申請ですぐ宅地になるのですよ。今言った調整区域ね、市街地に近い調整区域を何とかしてくださいというお願いですから、どうでしょうか。

○経済産業部長（松永 徹君） お答えいたします。

言うまでもなく別府市におきましても、農業従事者の高齢化あるいは後継者不足になりまして、遊休農地また耕作放棄地のより一層の増加が懸念される中、今回の米の生産調整の見直しにより、さらにその増加が危惧されているような状況であります。これは当然のことながら別府市としても防いでいかなければいけないということになります。調整区域の農地に関してはおっしゃるとおりだと思いますし、また、なかなか調整区域にある農地に、中山間地に比べて条件が非常に悪いというようなこともあります、あるというようなお話でした。いろんなことを含めまして御提案をいただいたこと、既にやっている部分もありますが、さらにその辺は進めていきたいと思っております。

○24番（河野数則 君） ありがとうございます。いい答弁をいただきました。市長ね、堂面棚田については、私も立ち上げから関係していますけれども、いろんな御配慮をいただいております。心からお礼を申し上げます。

3年前に、堂面棚田の上にすばらしい道路ができました。あれは、立命館をつくる時に県がつくれますという約束でできたのですけれども、広瀬知事が見えました。そして、竈の公民館で堂面棚田の耕作者と、私も出席をさせていただいた。そこで、今申し上げた市街化区域と調整区域と中山間地域、それから農振、いろんな話をさせていただいて、広瀬知事も、「ああ、そうかい。中山間地域に補助金が出ておるけれども、同じ農地で調整区域にはそんなに出てなかったのか」ということになってね。あの道路の下に、市長、駐車場の整備してあげていましたね、あれの上側に県が民有地を買っていただいて、あそこから堂面棚田を見おろし、海も見えるすばらしい展望台をつくっていただけということになりました。そういうことで県もそういう荒廃をした農地については、やっぱりいろんな関係の中で支援をしていただいた。確かに観光施策は大事でしょうけれども、もう少し農地にも温かい御配慮をいただきたい。

最初に、2人合わせて156歳と言いました。市長、あなたの年齢は、私ら2人の3分の1にも達していません。いろんな理解の中、別府市の中で年をとるごとにいろんな話を聞き、いろんな知恵があって、議会がどうだったのかなというのは、私と首藤さんが一番詳しいと思っていますから、これからも2人、毎回質問させていただく、こう思います。

少し時間が余りましたが、これで終わります。すばらしい答弁をいただいて、ありがとうございます。

○13番（萩野忠好君） それでは、私も今回、一般質問の最後の質問者として発表させていただきます、質問します。

私も、第1回初めといいますか、一般質問の初めになったことが1回あります。きょうのように最後、これも初めてです。最初と最後まで行けば大変いいと思いますけれども、頑張ってくださいるので、最後までよろしく願いいたします。

まず、別府市と大分県及び国との関係について伺いたいと思います。

これについては、補助金それから交付金についての質問でいたします。別府市のまた財政について、やはり皆さん方はまだまだよく知らない方が多いようでありますから、そういうことでお尋ねいたしたいのですが、私も平成27年4月からさきの4月まで監査委員を2年間させていただきました。その中で、これは毎日あるわけではありませんので、時々監査ですが、十分な理解ができませんでしたが、しかし、議員として本当にうれしいといいますか、勉強になりました。そういうことでいろいろな財政を見ていますけれども、現在では市長さんを初め皆さんも頑張ってくださいしておりますので、赤字には至っておりません。しかし、今後は福祉事業に大きなお金がかかってきております。そしてまた諸行事も、別府市も多いようでありますから、そういうことを考えますと、今後の財源がやっぱり大事なこととなってまいります。

そこでお尋ねですけれども、お金がないといろんな事業ができませんので、市民生活において直結する各事業を実施するために必要な財源が毎年必要となってくるわけでありますから、今後、国や県からどの程度交付されているか、この交付金についてお尋ねいたします。

○財政課長（安部政信君） お答えいたします。

国、あるいは県からは、毎年度補助金、地方交付税、地方譲与税などのさまざまな形態で財源が交付されております。平成28年度決算において一般会計に国あるいは県から交付された額を合計しますと、約266億3,000万円、これは歳入全体の55.4%を占めております。そのほか特別会計におきましても、国民健康保険事業など3つの特別会計で国・県から約95億3,000万円が交付されているところでございます。

○13番（萩野忠好君） 今お聞きしますと、国から、そしてまた県から財源をいただいているそうではありますが、具体的にはどのような種類がありますか。それぞれ交付額はどのくらい、またあるのでしょうか。

○財政課長（安部政信君） お答えいたします。

国・県から交付される種類としましては、市が実施します事務事業に対して交付される国庫支出金及び県支出金があります。平成28年度決算では、これら支出金につきましては約151億9,000万円、これは歳入の31.6%を占めております。そうした額から交付されます。

そのほか、自治体間の財源の不均衡を調整するために交付されます地方交付税、これが約88億2,000万円、国税の一部が交付されます地方譲与税や県税の一部が交付されます各種交付金、これが約26億2,000万円それぞれ交付されているところでございます。

○13番（萩野忠好君） それから、国や県から財源として交付する事業はいろいろあると思うのですが、私がお聞きしましたら、何か6割方それぞれに収入があるということをお聞きしました。随分そういう収入があるのだなということを思いましたけれども、大事なことは、別府市が大きないろんな事業もありますし、それから大きな会社もございません。そういうことで一番大事なことは、やっぱり今後、この議会でも出ておりましたけれども、いかにして財源をふやすかということに努力しなければ、なかなか厳しくなってしまうと思うのです。この件については、では、どのようにして国・県、市に交付されてくるのですか。

○財政課長（安部政信君） お答えいたします。

交付の方法については、さまざまございます。まず国から市へ直接交付されるもの、あるいは間接補助金と言いまして、国から県へ受け入れ、県の予算を経由して市に交付されるものもあります。そのほか地方交付税や地方譲与税につきましては、国税の一定割合が国の特別会計のほうに一旦入りまして、その特別会計から交付されるという形のものもあります。そのほか地方消費税交付金など各種交付金については、県税の一定割合が県から交付されております。

○13番（萩野忠好君） よく言われておりますね、国また県から何分の1ぐらい負担ができるのかと、そういうことを時々私も聞くわけですが、国と県の補助金など、この何分の1、例えば2分の1とか4分の3とかいろいろあると思うのですが、それぞれ異なっていますが、この負担割合というのはどのように決まっていますか。

○財政課長（安部政信君） 国・県の事業実施に対します負担義務が定められておりますが、地方財政法におきまして、それぞれの算定基準及び負担割合を法令で定めなければならないとされておりますので、それぞれの事務事業ごとに、例えば生活保護法あるいは児童手当法といった個別の法令で負担割合が定められております。また、これらの法令等で規定されているものとは別に、任意的に財政支援を目的とする補助金等もあります。そういったものはそれぞれの要綱等により事務事業ごと、国・県の関与、あるいは利害関係合いなどに応じまして負担割合が定められているところでございます。

○13番（萩野忠好君） 財政にはいろいろと国・県にお願いをして陳情しながらいただいているようでありまして、このちょっと陳情についてお伺いしたいのですが、国や、また県からの交付される金額です。最近では全体の55%から60%、半分いただくと。それから、市の財政運営の影響が大きいと思われまして、別府市は先ほど申し上げましたように大きな会社もないので自主財源がやっぱり少ない。この財源確保に向けては国、あるいは県に要望を強力で推し進めないと、なかなか入ってくるのは難しいのではないかと考えております。それについて国や県にどのような陳情をしているのか、そして、どのようなまた課も、市長を先頭に陳情されていると思っておりますけれども、年間どの程度の件数で陳情しているか、わかればお答えください。

○財政課長（安部政信君） お答えいたします。

毎年度、各事業に対する財源措置や制度の拡充などに対する中央省庁等への要望活動につきましては、それぞれの事務事業を所管する課が主導して行っているところでございます。それで、東京事務所を平成28年度に復活させ、この財源確保の取り組みというのを、強化を図っているところでございます。

年間の件数でございますが、国の概算要求前の6月に毎年定期的に要望活動を行っている都道府県とは異なり、市町村につきましては、個別随時に行っておりますので、年度ごとにその件数は異なってきます。そのため、昨年度平成28年度の要望の例で申しますと、平成28年度は9月に災害復旧復興に係る災害支援を総務省事務次官ほか総務省の幹部へ要望したのを初め、複数の関係国会議員にも要望活動を実施しております。10月には被災者の生活支援、あるいは観光振興に対する財政支援を国土交通大臣や国土交通省幹部へ要望したほか、また関係国会議員に対しても要望活動を行っております。さらに12月におきましても、震災対策や本市の特殊な財政事情に対しまして総務大臣あるいは総務省幹部への財政措置の要望、3月には国土交通省道路局長初め関係幹部へ別府湾スマートインターチェンジの早期完成の要望など、それぞれ市長が直接出向き要望を行ったところでございます。

そのほかとしまして、別府挾間道路改修促進期成会、こういった道路関係3期成会の会長市として関係自治体と合同する要望のほか、市長会や国際特別都市建設連盟を通じた

定期的な要望なども行っているところでございます。

- 13番（萩野忠好君） 今お聞きしますと、市長も大変お忙しい中、結構国のほうに陳情に行っている、あるいは県のほうにいろいろ行っているということをお聞きしました。非常に忙しい中御苦勞であります、しかし、今申し上げたように、やっぱり財源がなかなかとれないとこの別府市の運営もうまくできません。そういう意味では市長初めそれぞれ皆さん方、頑張って大いに陳情に行っていたらと思います。少しでもお金になることはどんどん、市長が言う「稼ぐ力」で頑張ってください。よろしく願いいたします。

それから、今度は担当者のほうですけれども、担当者のほうにおいてもいろんな陳情活動とかあると思うのですけれども、これについては、担当はどのようになっていますか。担当課。

- 財政課長（安部政信君） お答えいたします。

担当部署におきましても、国に対する要望はもとより、県のほうが中心に、県の単独事業に対する補助制度に対する要望、あるいは道路事業などインフラ関係の整備に対しまして県を通じて行う国庫支出金などの要望があります。おおむねの流れとしましては、県に対して事前協議、概算要望あるいは本要望、本申請などをもうそれぞれの各担当部署が行って、年間十数回程度行っているところでございます。

また、特別交付税につきましては、本市の個別・緊急の財政需要を取りまとめ、財政担当部署が県を通じて、県のほうに要望しております。この特別交付税につきましては、平成27年度からは市長も国に直接交付額の確保についての要望を行っており、平成28年度は4億4,000万円と、本市で初めて4億円を超えるような交付額がありました。これはもう本市の最高の額が交付されております。

そのほかにも28年度は地方創生加速化交付金、あるいは地方創生拠点整備交付金などの地方創生関係の各種交付金、災害復旧費の国庫負担金、そういったものを獲得しております。そのほかにも実相寺多目的グラウンドの整備に社会資本総合整備交付金、あるいはスポーツ振興くじ助成金など、こういったものも獲得ができております。こうしたものは、国等へのこういった要望活動の成果として考えられ、震災復興費等により予算が厳しかった平成28年度財政負担の軽減につながったというふうに考えております。

今後も、財源確保に向けて国等への働きかけの強化を図っていききたいというふうに考えております。

- 13番（萩野忠好君） 大変ありがたいことと思っております。よく別府の人は、市長に会いたいけれどもと言うけれども、なかなか市長に会えないというお話も聞きます。しかし、今、市長を初め各職員の方々が一生懸命に国や県に行って陳情して、少しでもお金をいただいているということは、これは実績で、よくわかりました。これからもぜひ頑張って、市長は別府にずっといるのではなくて、ぜひ今後も頑張って、少しでも多くのいろいろなお金が出る場所に行き交際していただきたいと思っておりますから、よろしく願いいたします。

それから、今言いますと、我々一般市民はよく市報などに出てきます、別府市の財政はどのくらいかということで、大体一般会計では480億円程度だということをお聞きしました。しかし、そのうちの、先ほどから説明の中では、やはり国・県からの支出が約60%は出てくるということですが、これは大変私どもも、国・県もありがたいな、そういう気持ちでいっぱいあります。今後におきまして、何度も言うようですけれども、ぜひひとつ皆さんで金集めのほうをよろしく願いいたしたいと思っております。

以上で、この質問を終わります。

次にまいります。次は、南部開発事業その後の経過について伺います。

今までの話は、大変うれしい話でした。しかし、これから先の話はちょっと私は歯がゆ

い思いで申し上げますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

この南部開発事業について、もう地元議員から何回も過去から出ておりました。そして、いろいろとお願いしてきたわけですが、いろいろな要望が出ておりますけれども、いまだ何の結果も出ていないのですよ。これについては大変残念でたまりません。南部地区の皆さん方は、やっぱり地元で本当に腹が立っているのですよ。こういう気持ちが長く続かないようにしていただきたい。

私も考えてみますと、この未解決になっているのは、やっぱり歴代の市長さんもその都度頑張ってくれたと思いますけれども、結果が出なければだめなのです。そういうことでちょっと、私も今までの悔しい思い出をちょっと話しますので、お聞きください。

市の職員の方も知らないと思います、もうこれは数十年、40年ぐらい前の話ですから。昭和45年位だったと思います。アメリカの軍艦が別府に来別されました。そのときに艦長が、ぜひ別府の市長さんに面会に行きたいという話をしたそうです、私は、その話を後で聞いたのですが。そうしたら、別府市長の旧庁舎の前は、御存じのように、知っている人は、狭くて古い建物でした。だから、艦長が着いたら、「私が聞いている別府の、この観光で有名な別府市が、これが市役所ですか」ということで落胆したそうですよ。その話を私は聞きまして、ああ、これから先、大変だな、将来どうなるのかなと思っておりましたのですが、そのときに艦長は、別府は有名なところで、こんな市役所がいまだにあるのかなという苦慮というか、驚きをしたそうです。

それで、その後、今度は何といいますか、荒金市長さんから脇屋市長さんの時代にかわったのですよ。脇屋市長がなられたときに、市長は、将来の別府をどういうふうにするかということ、市長自身もいろいろと考えたあげく、この旧庁舎ではやっぱり将来的によくはない。だから、この別府市役所をどこかに移さなければいかぬという、そういうお話を私も後で聞いたのです。そうしたら、今この現地にある市役所に土地が移ってきたわけですが、その当時、それはもう南部の中で反対派と賛成派がもめました。随分もめたのですけれども、脇屋市長は、誰が何と言おうと、もう市長は、移転は、古い建物であるし、これから南部開発もしながら一生懸命にやっっていく、そういう約束でこっちに建ててきたのですよ。だから、そのときに反対・賛成派が市役所の中に座り込んだのです。私は将来を考えると、それは地元である南が大事だということは思っておりました。しかし、一生懸命将来のことを考えると、やはり別府全般でいろいろなところでいろいろつくっていかぬということでしたので、賛成・反対派、あそこでいろいろとあったわけです。

そして、しかし、考えてみますと、知っている人は少ないと思いますけれども、大変南のほうは浜脇から、そして南部の銀天街、あのころはやっぱり非常に昭和30年代はもうかっておりましたし、いい町並みでした。ところが、その約束をしながら、今度、脇屋市長から中村市長にかわってきたわけですよ。中村市長も、あの方も地元の出身、地元というか、南部の出身ですから、私は南部の人であるから、今度私が後、立派な南部開発のためやっっていくということで、たしか何千万円かの予算をつくって大きな立派なその作成というか、つくったのですよ、南部開発を。ところが、これも結局はできなかった。

そして、今度、今言いました中村市長から次に井上市長さんのほうにかわってきまして、それで井上市長さんもやっぱり地元ですから、よし、おれも頑張るぞということでやってきましたが、井上市長さんも4年間から後でしたから、そういう大きな計画はできなかったですね。そして、その後に浜田市長さんが出てきて、浜田市長が、もうこれは皆さんも御存じだと思います、南部開発の中で旧南小学校の跡地、ひとつ総合的な施設をつくろうということで頑張ってきました。しかし、その内容については大きなお金がかかるということで、これももう白紙になったのですよ。

そういうふうになってきて、現在の長野市長にかわってきたわけですよ。もう長野市長も

やがて3年になりますけれども、市長も、市長ながら私も何かやりたいということで、地元の人にもそういうふううたっております。我々は、これからその南部が少しでもよくなるように努力しなければなりません。そういう協力はしますけれども、とにかくにも今までに何度言ってもできないというのが一番悔しいのですよ。この気持ちをわかってください。ですから、これからもひとつ南部のために皆さんの協力を得て頑張るようにしていただきたいと思います。

そういうことで、今までの問題もちょっと申し上げましたけれども、とにかくね……、済みません、大変申しわけございません、私も時々は喉が詰まって、こういう状況で申しわけないです。

それで、そういうことでございますから、今申し上げましたが、次の質問の中でね。別府市内の、市役所で質問を先般から検討委員会、これをつくるということになっておるようです。ですが、この発表もまだ至っておりません。だから、いつまでもこの南部地域の質問といえますか、これを何年も出さないですつといくというのは、本当に歯がゆいのですね。これについて担当はどのように思っていますか。

○都市政策課長（山内佳久君） お答えさせていただきます。

貴重な御意見・御提言、ありがとうございます。南部振興の旧南小跡地の利活用につきましては、今、住民の方々には大変御心配をおかけしているところでございますけれども、現在、最終的な調整をしているところでございますので、内容が固まり次第皆様にお知らせしたいと考えております。

○13番（萩野忠好君） 固まるのはいいけれども、余り固まり過ぎないようにしてください。とにかく一歩ずつ早目に前進しないと、本当に何十年の話ですから、よろしく願いいたします。

では、次の質問の中で道路について伺いますが、東別府駅のトンネルができてから、非常に別府挾間線、これが車が多くなってきております。これについて、旧南小学校の前の道路も一緒ですけども、この別府市では交通量をどのように思っておりますか。

○都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

県の調査結果では、別府挾間線の開通により、旧南小学校前の道路につきましては、約3割交通量が増加したと伺っております。

○13番（萩野忠好君） これについては、南小学校の校長先生も自分であそこの前に出て、どのくらい車の量が通っているのかということ調べたそうであります。そういうことで今申し上げましたように、やっぱり道路を早くしないと、拡幅しないとだめと思うのですけれども、これについても浜脇地区の皆さん、それから南部の皆さんも、このいろいろな整備がやっぱり必要となってくるということを聞いているのですが、道路の計画、これはどのように今のところなっているのですかね。

○都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

拡幅する道路名は、都市計画道路浜脇秋葉線と言いますが、今後の予定といたしましては、国からの交付金で事業を行うために、都市計画事業の事業認可を取得いたします。その後、測量設計を行い、道路にかかる建物用地調査の実施、その後、用地買収を行い、道路整備工事を行うという順番で進めていく予定でございます。

○13番（萩野忠好君） もう道路の拡幅は皆さんも御存じですけども、本当に長い年月がかかります。この路線が、それでは事業期間、もう本当、先ほどから何度も言いますけれども、早くしてもらわないと困るのですけれども、今そういう事業で何十年とかよそでかかっていると思うのですけれども、何かそういう事例というのは、この道路はどのくらいとかいうのは何かございますかね。

○都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

県道の事例で説明させていただきます。県道山田関の江線、富士見通りから青山通りまで現在実施している県の道路拡幅事業でございますが、事業延長 420 メートルに対しまして、約 10 年間かかるというふうに聞いております。

今回、別府市で整備する路線の計画整備延長は 740 メートルでございますので、最低でもそれ以上の事業期間がかかるというふうに考えられます。

○13 番（萩野忠好君） 今聞きますと、740 メートルということですが、これは浜脇からどこまでですか。

○都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

事業予定区間といたしましては、開通した県道別府挾間線の浜脇交差点から旧南小学校前、永石温泉の前を通りまして秋葉通りまででございます。その延長が 740 メートルというふうになっております。

○13 番（萩野忠好君） ありがとうございます。最初、僕は松原通りまでという……、永石通りまでということを知っておったのですよね。ところが、今聞きますと、秋葉通りまでということですから、大変これもありがたいですね。

それから、旧南小学校跡地の利用計画ももちろん大事なのですが、道路の拡幅を、これをやっぱり早くしていただくと大変ありがたいですよ。と申しますのは、旧南小学校の跡地も道路が広くなれば、それだけいろいろな考えが随分違ってくると思うのです。そういうことなるべく早く進むように、いろいろな何といいますか、段階からそうすけれども、これは 1 段跳びでも 3 段跳びでもしてもらって、やっぱり早くできるようにやってください。そして、南小学校の近所といいますか、浜脇もそうですけれども、浜脇は非常にトンネルができてから、先ほど言いました通りも、それは多くなったのですが、この旧南小学校の前は、あそこの放課後クラブもありまして、なかなか子どもが行き来するのは大変で、道路を挟んで通らないといけません。これについて随分親御さんも心配しております。ですから、少しでも早くできるようにしていただきたい。

それから、南部のほうを見ますと、浜脇そしてまた南地区、これは非常に住みやすいところですよ。大分まであの道路が 3 車線になったでしょう。あれで 20 分で行けるのですよ。それから挾間、病院といいますか、病院に行くにおいても挾間線を通れば近いということで、非常に道路の通りが激しくなったけれども、生活面としては東別府駅も近いし、それからお店もマルショク、ゆめタウン、トキハ別府店と、大型店もそういうふうにあるわけですから、非常に住みやすいところです。失礼ですが、大分のほうの戸次とか佐賀関に住んでいるよりも、随分こちらのほうが楽です。これはひとつこれからの住宅化もそうですけれども、ぜひ別府に来るように勧めてくださいよ。別府に住んでいるほうが、ずっと楽です。非常にいいところですから、これに対してもよろしく願いいたします。

それから、もう 1 つ最後のお願いですけれども、市長も旧南小学校の跡地、講堂も今度なくなるそうで、あれも壊してしまうと、もう本当、更地になってくるわけですが、南部の人はいわく、市長も来ていただいたのですが、高齢者、今、あそこの南部公民館、ではない、レンガホール、あそこでひとり暮らしの激励会やっています。もうあそこに来る人はみんな年とっていますので、足腰が悪い。もう 2 階に上がり切れない。トイレも 1 階しかない。このままにしておいても、もう人数が減るばかりだというお話も御婦人の方から聞いております。ですから、ぜひひとつ旧南小学校の跡地の一部でもいいですから、やっぱり集会所をつくってほしいですね。そうしないと、南のほうは集まる場所がありません。そういう意味でこれも強く私は承っておりますので、この件をひとつ考えていただきたいと思っております。

以上で 2 番の質問を、2 つ目終わります。

次、いいでしょうか。まだ入っておらぬ。ああ、いい。ごめん、ごめん、こっちはかり

見て、ごめんなさい。それでは、別府学について質問いたします。

昨年度完成いたしましたこの別府学ですが、この学習資料について、小学校1年生から中学校3年生を対象に別府の自然の生き物、それから伝統や暮らし、温泉、観光、歴史、伝統文化、文化財、そして先人の功績などの内容となっております。具体的にはどのような内容になっているのか伺います。

○社会教育課参事（亀川義徳君） お答えいたします。

小学校1、2年生では、別府の自然や生き物、伝統、暮らしとなっております。小学校3、4年生では、別府の温泉、観光が加わります。小学校5、6年生では、歴史、伝統文化、文化財、先人の功績がさらに加わります。中学校では、主に歴史、伝統文化、先人の功績、温泉、自然、文化の内容となっております。また、幼稚園では、「べっぷのたび」と題しまして、別府のまちを紙芝居で紹介をしております。特に別府八湯の歴史、地獄めぐり、油屋熊八と別府観光、豊後明礬と湯の花、別府で暮らす留学生など、別府らしさや別府独自の歴史、文化、生活を掲載しております。

また、この内容につきましては、とても好評で、一般の企業や団体等から研修で使いたい、ロビーに設置したいという問い合わせも多くあり、御要望にお応えをしているところでございます。

○13番（萩野忠好君） 私もこの項目をつくって、どういう資料かというのをちょっと拝見いたしました。先ほどお話が出たように小学校から中学校までいろいろな段階に分けて絵本といいますか、本ができています。カラー刷りで、大変立派なものと思います。ただ、学校ではどのような授業のときにそれを教えるのですか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

別府学の学習は、総合的な学習の時間を中心に、さまざまな教科等で実践されております。特に別府の観光、動植物、人々の暮らしなどは、社会科や理科などでも教えているところでございます。

○13番（萩野忠好君） それでは、ちょっと私は油屋熊八翁についてお尋ねですけれども、私ももう油屋翁さんの息子さん、正一さんとも長いつき合いをいたしております。この別府観光の先覚者であります油屋熊八さんに対して、もう功績は皆さん方はいろいろと御存じだと思います。それで、私も観光協会におったときにこのアイデア、それからおもてなし、いろいろな企画、実行力、これはやっぱりすごい人であったということを本などでも教えていただきました。それで、ただ、油屋熊八翁については、やっぱり説明できない人がいるのです。これは本を書いた人も過去にありましたけれども、その中でも、私も本人と話したことがあるのですが、これはちょっと小説的みたいなもので、このくらい間違っておってもいいでしょうというようなお話も聞いたことがあります。

しかし、やっぱりきちっとした人が教えないと、うそを教えてもだめでありますから、教える人が本当にわかっている人に教えていただきたいと思うのです。それから、学校の先生も本を見てそのとおりに言えばいいと思いますけれども、それはそれでいい。しかし、別府市内の人でもやっぱり油屋さんについて詳しい人がいます。例えば路地裏散歩などを行っている人とか、それから油屋さんに興味を持っている人、そういう人たちが、やっぱり別府市内ではない人も時々私も会うときがあります。そういう方も結構詳しい人がいるのです。それで、学校では先生方もやっぱりよく言っていただきたいのは、ただ本を読むだけではだめですよ。いろんな油屋さんについての本もありますからね、そういうのも読んでいただいて、そしてやっぱりきちっとしたことの教えをしていただきたいと思います。

今後について、この油屋熊八さんについて何か募集をしたり教えるという、何かそういう考えはありませんか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

別府観光の父・油屋熊八翁を学ぶことは、ふるさと別府への理解を深める上で意義あることだと考えております。

本年度、中部中学校、鶴見台中学校では、まち歩きを行うボランティアガイドの方を講師に招きまして、油屋熊八翁のことを学んでおります。今後もコミュニティ・スクールの学校運営協議会を活用するなどして、地域にいらっしゃる油屋熊八翁を教える人材の発掘を進めていくことを検討してまいります。

○13番（萩野忠好君） それでは、これから将来に向かっての油屋熊八については、どのように考えていますか。

○社会教育課参事（亀川義徳君） お答えいたします。

油屋熊八翁の功績は大きく、別府の観光発展に人力を尽くされたことだけでなく、先を見通す力、計画を実践する力、人を大切にすること、また自分が楽しんで生きていくことなど、別府学の学習の中で教えていきたいと考えております。

そこで、今年度は市内の大学生にも協力を得て、油屋熊八翁から多くのことを学んでもらいたいということを目的に、別府学の一環としまして、油屋熊八翁の映像ムービーを制作しております。ぜひ、でき上がりました作品を、多くの方にごらんになっていただきたいと考えております。

○13番（萩野忠好君） ありがとうございます。この質問の打ち合わせのときに担当課の皆さんともちょっとお話ししましたが、これは第1回目でこういう撮影になったということをお聞きしました。しかし、一部にまた手直しもあるのではないかとというようなお話も出ておりましたが、実際にやっぱりよく知っている人とか知った人に声かけをしていただいて、きちっとした教えをお願いしたいと思います。

これは私のことですがけれども、私も商工会議所、観光協会のときにこの油屋さんのお世話をずっとしておったのですけれども、これはもう40年ぐらい前になるのです。ところが、最初のころは派手で、イベントも含めて、今のビーコンのあるタワーのところ、あそこでやって、前の明星幼稚園の生徒も来て踊りをやったりいろいろしておったのですよ。ところが、どんどんそれがこちらのほう、もちろんビーコンもできましたので、あの土地は、前は「油屋公園」という名前だったのですが、その土地は、県のほうがあの施設をつくるときに土地がないとだめだと言われて、そして塚を潰して今の別府公園のほうに持っていったのですよ。

だから、そういう経緯もありますけれども、何か今考えてみますと、もう市長さんもずっと来ていただいているのですけれども、何か寂しいのですね、昔に比べると。ただ神事をやって終わりというだけです。ですからね、私もこれ、生誕150周年のとき、失礼ですが企画をして、そういうお祝いをしましたし、それから、毎年毎年、ちょっと今も宇和島の方々が五、六人お見えになるので、一緒に歓迎会をしたり、これは個人的にやっていますけれども、しかし、もうちょっと油屋、この顕彰会というのを、何かこう、違った意味で何かしてほしいのですね。イベントも考えたいと、昔、大掌大会をやったり、いろいろやったのですよ。だけれども、今の神事だけではちょっと物足りません。

そういうことで、今後、担当としても協力できることとか、あるいはこうしたほうがいいのかという知恵があったら、また教えてください。ぜひよろしく願いしたいと思います。

今後、油屋熊八にももちろん感謝するのですけれども、東京オリンピック、それからいろいろな、またワールドカップとかいろいろあります。そういうことで諸行事も出てきますけれども、ただ油屋正一さん、息子さんいわく、昔の「山は富士、海は瀬戸内、湯は別府」、これは非常に私もフレーズとしてはいい名文句だったと思うけれども、このごろ何か別府のいろいろ写真ではないけれども、パンフレットやらを見ると、それが載っていないのですよね。だから、やっぱりそういういいものは、残してください。なるべくチラ

シには入れておいてください。そういうことを要望いたします。

それでは、最後に部長、市の考えとしてひとつどうぞよろしく願いいたします。

○観光戦略部長（田北浩司君） お答え申し上げます。

油屋熊八翁の御功績は言うまでもございませんが、今後、来年に控えております第33回国文化祭、それから翌年の2019ラグビーワールドカップ、その次の年2020の東京オリンピック・パラリンピック等のビッグイベントの開催を抱えております。これからもより一層、日本人、外国の方々のお客さんを問わず、油屋熊八翁の教えを実践すべく、別府観光発展のために努力してまいりたいと考えております。

○13番（萩野忠好君） ありがとうございます。

では時間もないので、次の項目にいきます。小中学生のひきこもりについてでございます。よろしいですか。

もう現在、昔と今、もう生活環境も随分変わってきております。今、子どもだけでなく大人のひきこもりも多いわけではありますが、きょうは小学校・中学校に対してのひきこもりについて。今、「ひきこもり」ではなくて「不登校」と言うそうですが、そういう長期の不登校児童について、何人いるのでしょうか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

平成29年11月30日現在、授業日数の8割、およそ100日以上欠席をしている児童生徒は、小学校7人、中学校15人、合計22人となっております。

○13番（萩野忠好君） 今聞くと、これは結構おるのではないかと思うのですね。この件に関してはいろいろな悩みとか家庭事情とかがあると思うのですけれども、長い人なんかは4カ月あるのですか。こういう人はやっぱりかわいそうですね。だから、この長期不登校の児童生徒に対しましては、どのような対策を練っているのですか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

教育委員会では、平成26年度から家庭訪問型アウトリーチ支援事業を実施いたしております。この事業は、不登校児童生徒の家庭に家庭教育支援員や学生ボランティア等を派遣することで、学習支援や家族以外の人と接触する機会を設けることを目的としております。このほかにも家庭支援のためのスクールソーシャルワーカーの派遣なども行っております。学校は、定期的な家庭訪問や電話連絡を行い、学校の様子を伝えたり、個別の学習指導をしたりしております。

○13番（萩野忠好君） その長期の不登校の児童ですね、その状況、どんな様子なのですかね。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

夜に学校に行く準備をしても、次の日の朝になると登校できない状況、生活が昼夜逆転となって朝起きることができない状況、教師等身近な人の訪問に対しても会おうとしない状況などがございます。

○13番（萩野忠好君） 長期の不登校の児童生徒は、やっぱり学校側と家庭とかいろいろな話をしないとだめと思うのですよね。特に今、PTAでもどこでもそうですけれども、親子の対話が少ない、そういう話を聞いております。ですが、これは学校側と家庭とはどんな話をしているのですか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

学校への登校に向けて別室登校や放課後の登校の提案など、児童生徒が登校しやすい環境について話し合っております。また、家庭での一日の生活スケジュールについて話し合い、生活リズムを整えるための支援もいたしております。

○13番（萩野忠好君） 今言いましたように、学校側と家庭との話し合いが最も大事ということであるそうですが、これはいろいろな苦労もあると思うんですよね。ですが、家庭内のそういう状況というのはどのようなことになっているのでしょうか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

家庭では1人での時間が長く、家族との触れ合いが少ない状況、保護者が子どもに対して十分な世話や指導ができない状況、子どもを登校させようとする義務感が保護者に見られない状況などがあります。

○13番（萩野忠好君） これは現在の家庭環境を見ますと、やっぱり両親、いろいろ働く人が昔に比べて多くなって、子どもまでに目が行き届かない面もあると思うのですよね。ですが、これは親子がやっぱり真剣に取り組んでいかないと、こういう不登校がふえてくるのではないかと考えております。

この長期不登校の児童生徒は、この5年前ぐらいから現在までどのような推移をしているのでしょうか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

平成25年度は22人、平成26年度22人、平成27年度25人、平成28年度21人、平成29年度22人となっております。直近5年間ではおおよそ20人から25人の間で推移しております。

○13番（萩野忠好君） 今聞きますと、この不登校児童者が合計20人から25人ぐらいとなっているようですね。この不登校者には、やっぱり小学校の不登校者の……あ、ごめんなさい、中学校のほうが小学校の不登校者よりも約2倍になっているのですよね。これに対してはなるべくひとつ教育委員会としても、どのようなこの対策をしている、何かそういう機会があれば。どんなになっているのですかね。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

中学生の場合、なかなか難しいケースがふえてきますけれども、学校がとにかく連絡を途切らさないということで、常に連絡をもち続けていく、あるいは別府市の総合教育センターが相談業務を担っておりますので、相談等を家庭に対してもいたしておるところでございます。

○13番（萩野忠好君） この問題も大変と思いますけれども、ぜひひとつ親子なり、あるいは学校側とよくお話をさせていただいて、少しでも不登校の方を減らすように頑張ってくださいと思います。御苦労さまです。

次に、別府市内のスポーツ施設についてお伺いしたいと思います。

それでは、このスポーツ施設については、先般、この議員さんの中からもいろいろお話が出ておりましたから、なるべく省くようにはしていきますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

まず別府市民球場それから実相寺球場、実相寺サッカー場、野口原陸上競技場、野口原軟式球場、ソフトボール場、市民体育館など、この3年間の利用状況について述べてください。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

各体育施設別の利用人数を年度別にお知らせいたしますと、市民球場では、平成26年度1万4,010人、27年度1万6,280人、28年度1万8,530人、実相寺球場、26年度1万5,350人、27年度1万4,670人、28年度1万4,928人、実相寺サッカー場、26年度2万7,320人、27年度3万1,375人、28年度3万2,827人、野口原総合運動場、26年度8万9,588人、27年度9万2,617人、28年度8万2,490人、最後の市民体育館では、26年度3万7,560人、27年度4万6,675人、28年度5万1,272人となっております。

（議長交代、議長黒木愛一郎君、議長席に着く）

○13番（萩野忠好君） 今お聞きしますと、随分ばらつきがあるのですよね。例えば、市民球場は年々ふえておる、実相寺球場はやや減、サッカー場は、これもふえております。それから野口原運動場は減、市民体育館は今度は大きくふえているのですよね。やっぱりいろいろ

ろな事情もあると思いますけれども、こういう施設があるからには、それぞれの施設も大いに皆さんに利用していただきたいと思うのです。特にそれぞれの会場においては、いろいろな何と申しますか、苦情があると思うのですよね。この施設における苦情がわかる場合、あれば教えてください。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

今年度より、各施設に御意見箱を設置しております、定期的に回収しております。回収された各施設の御意見は、次のとおりでございます。

市民球場では、稲尾球場に来たのに、試合開催中で車の乗り入れを断られた。実相寺球場、散水機の水圧が低い、利用時間の見直しをしてほしい、管理室に空調の設置をお願いしたい。陸上競技場、陸上教室とラグビーなどの練習を同時にしないでほしい。実相寺サッカー場、軟式野球場、ソフトボール場、市民体育館については、特段御意見はありませんでした。それぞれの御意見に対しまして、改善できるものについては、指定管理者を通じて対応をさせていただいております。

○13番（萩野忠好君） 今、市民球場、実相寺球場及びサッカー場、あの辺の運動場と申しますか、施設はやや多いのですけれども、駐車場がないのですね。駐車場問題も今後はやっぱり大事と思うのですよね。そして、ましてワールドカップ、これが今度新しく多目的広場にもできました。そうすると、なおさらあの周辺は施設として駐車場をどうするのかなということが大事になってくるわけでありまして。

これは回答は要りませんけれども、私が今それを個人的に思うと、あそこに明星の野球場があるではないですか、明星ではない、明豊、明豊高校の野球場。あそこがワールドカップの下に近いし、球場にも近いし、サッカー場にも近い。あそこと別府の前の別商の跡の球場と交換できぬのですかね。答えは要りません。答えは要りませんが、これは私が勝手に言うだけでありますから、考えてください。やっぱり本当、駐車場が狭いと、今は車社会ですから、なかなかできないですよ。そうすると施設も使えるようになりますから、十分これは市のほうでまた今後大いに考えていただきたいと思います。

それでは、もう最後の事項になった。今度はお尋ねしますけれども、スポーツの補助金、これはどんなことに支払っていますか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

スポーツ健康課では、別府市スポーツ振興奨励金と別府市スポーツ全国大会出場校の児童生徒の応援に要する交通費補助金があります。また、別府市スポーツ大会等開催補助金を観光課から交付しております。

○13番（萩野忠好君） いろいろとちょっとそここのところに、出ているのですけれども、ちょっと飛ばして申し上げます、もう時間がないので。

質問の5のほうになりますけれども、県体で過去別府市が優勝したことが1回あるのですね。ですから、あとは2位が多いのですよ。だから、このスポーツ健康課で何かこう、優勝ではないけれども、1位になるとか、そういう強化選手とかできないのですかね。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

本年度、第70回大分県民体育大会は、別府、杵築、国東、日出、姫島を主会場とし、別府市の実相寺多目的グラウンドで総合開会式を行いました。70回開催されたうちに別府市の優勝は6回、最後は昭和54年度32回大会でした。別府市では、県体に出場する各競技団体への支援として強化費や激励金を支給しております。各競技団体への支援を行っていますが、大分市に比べて選手層の違うこと、所属先等の支援体制が違うこと、別府市の4競技種目では選手がそろわず、出場できない種目があるなどが、優勝から遠ざかっている要因かと思われまして。これらの要因を解決するには、各関係団体へ地道な働きかけや、別府市全体で一致団結して戦う取り組みなどが必要であると考えております。

○13番（萩野忠好君） ぜひ強い選手を育てていただきたい。やっぱり大分ばかりの優勝では困りますね。それから、ほかのスポーツにおいても有名な選手がいたら、そういう人たちを大事にやっぱり育てていく、そういう姿勢を今後つくっていただいて、皆さんでやっぱりスポーツ観光も大事ですから、そういうふうにやっていただきたいと思います。

少し質問が残りましたが、ぜひひとつ教育の皆さん方、大いに頑張って強い選手を育ててください。以上で終わります。

○議長（黒木愛一郎君） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。明日16日から18日までの3日間は、休日及び事務整理等のため本会議を休会し、次の本会議は、19日定刻から開会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、次の本会議は、19日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時45分 散会

